

令和 4 年度当初予算編成に向けての 基本的な考え方

[予算決算常任委員会提出資料]

令和 3 年 1 2 月
三 重 県

目 次

1	防災対策部	1 頁
2	戦略企画部	7 頁
3	総務部	11 頁
4	医療保健部	13 頁
5	子ども・福祉部	19 頁
6	環境生活部	27 頁
7	地域連携部	35 頁
8	農林水産部	43 頁
9	雇用経済部	49 頁
10	県土整備部	55 頁
11	デジタル社会推進局	59 頁
12	出納局	61 頁
13	警察本部	63 頁
14	教育委員会	65 頁
15	企業庁	73 頁
16	病院事業庁	75 頁

1 防災対策部

現状と課題

- ①近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に備えるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する防災人材の育成をはじめ、シンポジウムの開催や「みえ防災・減災アーカイブ」の活用による県民の防災意識の醸成、課題に応じた研修会の実施や防災相談への対応など市町や企業等の支援などに取り組んでいます。また、避難所運営や、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関するアセスメントを実施しています。今後ともさまざまな防災関係機関、県民等が相互に連携し、防災対策に取り組む必要があります。
- ②少子高齢化の進展により、地域の防災活動を担う若い人材が不足し、若者の参画が進まない現状があります。地域における防災活動を持続的に推進するためには、若者の防災意識の向上を図り、次代を担う人材を育成する必要があります。
- ③県民の皆さん一人ひとりの適切な避難を支援するため、デジタルマップで自然災害によるハザードの確認や避難経路の作成が可能となる「Myまっぷラン+（プラス）」を活用し、個人や地域の避難計画の作成を働きかけています。また、防災技術指導員を派遣して、地区防災計画の策定など、地域の避難対策等の取組を支援しています。さらに災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、適切な避難実施に向けた調査を実施しモデルケースの構築に取り組んでいます。今後も、県民の皆さんの適切な避難行動を促進するための取組を支援していく必要があります。
- ④県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、防災啓発車による啓発活動等を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定およびこれらに基づく取組を支援しています。老朽化した啓発車を更新するとともに、今後も市町と連携して、「防災の日常化」の定着や「共助」につながる活動を促進する必要があります。また、避難所の見直しを含め、災害リスクに関する新たな調査や知見を踏まえた市町の適切な避難対策を支援していく必要があります。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について地域減災力強化推進補助金による支援を行っています。また、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策として、桑員地域2市2町と県で策定した「桑員地域広域避難タイムライン」にかかる図上訓練や、三泗地区1市3町における検討の支援を行っています。引き続き、市町が実施する防災・減災対策の取組を進める必要があります。
- ⑥災害時の県民の適切な避難行動を促進するため、気象や災害に関する情報等を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しています。また、より適切な避難行動につなげるため、発災の恐れのある状況や発災直後の現場等からの情報をSNSやAIを活用しリアルタイムに収集するシステム等を導入し、運用しています。今後も、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、取組を進めていく必要があります。

- ⑦災害対応力の強化を図るため、毎年度、総合図上訓練や総合防災訓練を実施しており、情報収集、分析・対策立案能力の向上、防災関係機関との連携強化等に取り組んでいます。近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や激甚化・頻発化している風水害に、より迅速かつ的確な災害対応ができるよう、組織体制の強化や人材育成に取り組むとともに、災害対策活動を支える環境の整備が必要です。
- ⑧災害対策本部は、警戒体制時は防災対策部内の災害対策室、非常体制時は県庁講堂や講堂棟などを活用することとしていますが、南海トラフ地震や激甚化・頻発化している風水害に備えるためには、ハード面を含めた一層の体制の充実が必要です。
- ⑨「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めています。今後も、本計画に基づき着実に取組の推進を図るとともに、市町の防災・減災対策を支援していく必要があります。また、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」を運用しており、継続的な検証が必要です。
- ⑩国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で直接検知するためのDONETを活用し、県南部地域9市町において津波予測・伝達システムを運用しています。今後も、伊勢湾岸地域も含めた運用に向けて、引き続き取組を進める必要があります。
- ⑪県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む、災害が発生した際は被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を成し遂げる職員を育成するため、「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成した研修計画に基づき、研修を実施しています。今後も、毎年作成する研修計画に基づき、計画的に人材育成を進める必要があります。
- ⑫国や他都道府県等からの応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるためには、県と市町が連携した受援体制の構築が必要であり、「三重県市町受援計画策定手引書」の活用や研修の開催により、市町受援計画の策定を支援し、受援体制の整備を推進しています。引き続き、県と市町とが一体となった受援体制が整備されるよう支援していく必要があります。
- ⑬本県への台風襲来が予想される場合は、タイムラインを発動し、各段階に応じた「抜け・漏れ・落ち」のない災害対策を講じています。また、市町にタイムラインの策定を働きかけ、令和2年度末には全市町がタイムラインを策定したことから、令和3年度は県と全市町とが一体となってタイムラインを運用しました。引き続き、「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用・検証し、台風接近時の適切な災害対策活動を行う必要があります。
- ⑭物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、期限の近づいた乳児用液体ミルクを有効活用するなど、セーフティネットとして現物備蓄をしている食料や飲料水、生活必需品を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握・共有しました。また、備蓄目標量に達していない哺乳瓶などについて、流通備蓄による確保に向けて、民間事業者との協定締結を進めています。今後も流通備蓄をはじめとした必要な物資の確保に努める必要があります。

- ⑮「南海トラフ地震臨時情報」への対応について、市町での計画策定に関する課題や進捗状況の情報共有を図るとともに、市町域を越える避難の検討を行うなど、市町を支援しています。今後も引き続き、市町の計画策定等を支援するとともに、県民等に対して南海トラフ地震臨時情報への対応を周知していく必要があります。
- ⑯広域防災拠点について、災害発生時に物資集配機能や情報通信機能等が十分発揮できるよう、施設の修繕や消防設備・フォークリフトの点検などの維持管理を行っています。引き続き、適切な維持管理に努めていく必要があります。
- ⑰防災通信ネットワークについて、常に良好な通信状態を確保するため、適正な維持管理を行うとともに、令和4年11月末までとされている無線設備の新基準への適合や、機器の老朽化に対応するため、更新工事を進め、市町施設等に設置する地上系防災行政無線の更新を実施しているところです。引き続き、災害拠点病院等に設置する地上系防災行政無線設備について、計画的に更新作業を進める必要があります。
- ⑱消防団の入団促進や消防本部の連携強化に取り組んできたところですが、近年の大規模な災害の発生により、消防に寄せられる県民の期待はますます大きくなっていることから、消防体制および消防力のさらなる充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ⑲高圧ガス等の保安の確保に向けた取組を行っていますが、高圧ガス施設等において事故が発生していることから、高圧ガス等の取扱事業者に対して保安検査および立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を指導することにより、事業者の自主保安を推進し、産業保安の確保を図る必要があります。
- ⑳防災ヘリコプターの運航により被災者、要救助者、救急患者等の救助、救急搬送等を行っています。引き続き、安全管理を徹底し、適正に運航を行う必要があります。
- ㉑消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施しています。引き続き、消防職団員の人材育成や資質向上に取り組んでいく必要があります。
- ㉒有事への対応を迅速かつ的確に行うため、令和3年7月に国、市町、関係機関と国民保護共同図上訓練を実施しました。引き続き、関係機関と連携した訓練の実施や、県民への情報提供を行う必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「みえ防災・減災センター」と連携し、「自助」「共助」を促進する活動の活性化や環境づくりを支援する人材を育成するとともに、みえ防災人材バンクへの登録を進め、登録した人材を地域の防災活動へ派遣します。また、県民の防災意識の醸成につながるシンポジウムや研修会、みえ防災・減災アーカイブを活用した普及啓発を行うとともに、「みえ防災・減災センター」のハブ機能・シンクタンク機能を活用して企業や市町・自主防災組織等の活動支援に取り組みます。さらに、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営が求められることから、運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。

- ②将来にわたり地域の防災活動を担う人材を育成するため、若年層の防災意識の向上を図るとともに、若者の地域の防災活動への参画等を通じて災害に強い地域づくりを進めます。
- ③災害リスクの高い社会福祉施設における実効性のある避難を促進するとともに、避難を必要とする人が適切に避難を行えるよう、「Myまっぷラン+（プラス）」を活用した地区防災計画の策定を促進します。
- ④県民の災害への備えや地域の防災力の向上を図るため、引き続き防災啓発車による啓発活動を行うとともに、地域における地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定を促進します。
- ⑤市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化、避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組や、海拔ゼロメートル地帯での広域避難を含めた避難対策を支援します。
- ⑥「防災みえ.jp」のホームページやメールにより気象情報や災害情報を提供するとともに、SNSで県民にわかりやすい表現で防災情報等を伝えるなど、防災情報プラットフォームの活用を図ります。また、SNSにより県民等から発せられた災害情報を、AIを活用して集約することで、県民へのタイムリーな情報提供や早期の現場対応などの災害対策につなげます。
- ⑦いつ大規模災害が発生しても迅速かつ的確に対応できるよう、組織体制の強化や実践的な大規模防災訓練の実施等、訓練の充実を図り、災害に即応できる人材育成に取り組むとともに、情報収集、分析・対策立案をより効果的に実施するための機器整備等を行います。
- ⑧市町や国、防災関係機関等と連携した災害対応が迅速に実施できるよう、災害対策活動のオペレーション機能の強化に向けた調査等を実施します。
- ⑨三重県防災対策推進条例や三重県防災・減災対策行動計画に基づく取組を引き続き進めるとともに、令和4年度は三重県防災・減災対策行動計画の最終年度となることから、現計画の総括を行い、新たな計画の策定に取り組みます。また、県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行います。
- ⑩南海トラフ地震による津波を早期に検知し、的確な避難につなげていくため、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を運用し、県民に速やかな避難を促す緊急速報メールの発信や津波到達時間等の情報把握を進めます。
- ⑪「三重県職員防災人材育成指針」をふまえて作成する研修計画に基づき、災害（被災）イメージ力の向上等を図るために作成した研修教材を活用して、役割や階層に応じた研修を実施し、県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員の育成を図ります。
- ⑫市町において、避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れ等が円滑に進むよう、市町における受援体制の整備支援を引き続き進めます。
- ⑬「三重県版タイムライン」を市町のタイムラインと連携して運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげます。

- ⑭物資の備蓄について、現物備蓄している物資の適切な管理を行うとともに、必要な物資を市町と連携して確保します。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄による物資の確保に向けて協定締結先の拡大に取り組みます。
- ⑮「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に備えて、引き続き市町と連携し、県民に対する防災対応の必要性の普及啓発や、市町・関係機関・企業・県民等がそれぞれ行うべき対策及び市町域を超える避難を検討するなど、地域の防災対応力の充実・強化を図ります。
- ⑯広域防災拠点について、機能が維持されるよう引き続き必要な修繕や点検など、適切な維持管理を行います。
- ⑰救助・救援に必要な情報の伝達・共有を確実にし、災害時における県・市町や防災関係機関との通信を確保するための防災通信ネットワークについて、より信頼性の高い設備に更新するなどの整備を行います。
- ⑱減少傾向にある消防団員を確保するため、市町および三重県消防協会と連携し、機能別消防団員制度の導入を支援するとともに、女性や学生など幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げられるよう加入促進に継続して取り組み、消防団の充実・強化を図ります。また、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、消防の広域化および連携・協力の推進に取り組みます。
- ⑲高圧ガス等の産業保安については、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立ち入り検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修等を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。
- ⑳防災ヘリコプターの適正な運航により被災者、要救助者、救急患者等の救助、救急搬送等を迅速かつ的確に行います。
- ㉑消防学校において消防職団員等に各種教育訓練を実施し、知識・技術の習得を図ります。また、映像やデータなどデジタル教材を活用したより高度な座学や実技等の教育訓練を実施します。
- ㉒有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、三重県国民保護計画の所要の見直しを行うとともに、計画に基づき、国、関係機関と連携した図上訓練を実施します。また、ホームページ等により県民へわかりやすく情報提供していきます。

2 戦略企画部

現状と課題

- ①三重県の令和2年の転出超過数4,311人の8割以上が15歳～29歳の若者となっており、その転出の要因は進学または就職によるものと推測されます。また、令和2年度の大学進学者収容力は39.8%（令和元年度39.6%）と全国最低水準にある一方で、地元の大学に進学した者は、地元外の大学に進学した者に比べて、地元への就職を希望する率が高いという民間の調査結果があります。若者の県内定着を図るため、新たな県立大学の設置や既存の県内大学の定員増について検討していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大により、若者の進学や就職に対する考え方、学生募集や就職活動の方法に変化が生じており、若者の県内定着を促進するため、これらの変化をふまえた県内入学者や県内就職者の増加をめざす県内高等教育機関の取組を促進する必要があります。
- ③大学生等の奨学金返還額の一部を助成する制度については、令和2年度から、過疎地域などへの居住等を条件とする「指定地域枠」に加え、県内での居住及び県内産業への就業等を条件とする「業種指定枠」を設け、募集人数を40名に倍増したところです。若者の県内流出が続いていることから、継続して取り組む必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症への対応や人口減少対策など直面するさまざまな課題への対応を進め、将来世代も含めた県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんと共に作り上げていくため、新たな総合計画を策定する必要があります。
- ⑤令和2年国勢調査結果では、本県の人口は平成27年調査結果に比べ4万4千人減少し、177万人となり、人口減少に歯止めがかかっていません。人口の社会減が続いており、また、令和2年の「県の合計特殊出生率（概数）」も前年より0.02ポイント低下して1.45となり、2020年代半ばに達成を目標とする1.8とは乖離がある状況です。生産年齢人口の減少による地域産業の低迷や、それに伴う雇用の減少、人口の流出や高齢化等による都市や集落の機能低下など、人口減少による様々な課題を克服していくため、施策を総動員して取組を進めていく必要があります。
- ⑥県民の皆さんの意識を把握し、今後の県政運営や各種計画の策定等に活用するため、アンケート調査を実施しています。県民の皆さんの意識をより効果的に把握できるよう調査内容を検討した上で、継続して実施していく必要があります。
- ⑦令和2年10月に改訂した「三重県国土強靱化地域計画」の着実な推進を図るため、進行管理を図っていくとともに、県内市町の国土強靱化地域計画の内容充実を支援していく必要があります。
- ⑧先の大戦から75年以上が過ぎ、戦争体験者が高齢化していく中、戦争を実体験として語り継いでいくことが年々難しくなっていることから、悲惨な戦争の記憶と教訓を風化させないため、引き続き、多くの県民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていく必要があります。

- ⑨全国知事会、圏域や東海三県の知事会等で、新型コロナ対策をはじめ広域的課題等に関して連携した取組や国への提言を実施しました。引き続き、こうした取組を進めるとともに、地域の実情に応じた制度改正や予算編成がなされるよう、国等に対して、時機を捉え提言・要望活動を実施していく必要があります。
- ⑩県民の皆さんが県政に関する情報を入手する際には、新聞・テレビ・ラジオなどが大きなウェイトを占めています。より多くの方に情報が届くよう、手話通訳なども活用し積極的かつ正確に報道機関へ情報を提供していく必要があります。
- ⑪県の施策に関する情報を県民の皆さんに的確に届け、安全・安心な暮らしを実現するためには、県ホームページをはじめ、各広報媒体を効果的に組み合わせた情報発信を行うとともに「伝わりやすさ」を意識した質の高い「拡散性の高いコンテンツづくり」に取り組む必要があります。
- ⑫三重県が、県外の方々に観光や移住先の候補地として選定されるためには、マスメディアやウェブメディアに対する情報発信等を活用し、県の認知度向上・イメージアップをさらに促進していく必要があります。
- ⑬県民の皆さんが県政に関する情報を滞りなく入手できるよう、県ホームページについては、常時安定した運用・保守を行っていく必要があります。
- ⑭県民の皆さんの意見や提案が県政に反映されるよう、幅広い広聴活動を行うため、従来の広聴ツールのブラッシュアップを行っていく必要があります。
- ⑮県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、基礎資料となる各種統計情報を積極的かつ正確に、わかりやすく提供することが必要です。
- ⑯県民の皆さんの参加による公正な県政を推進していくためには、行政情報を積極的に公開し、情報公開制度を適正に運用していくとともに、県が保有する個人情報も適正に管理していくため、職員の理解促進を図ることが必要です。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①大学進学時における学びの選択肢を拡大し、若者の県内定着を図るため、具体的な大学像を検討し、それをもとに県民や事業者等を対象としたアンケートを実施するとともに、県立大学設置に係る費用や本県にもたらす効果等を調査します。また、既存の県内大学の定員増の可能性についても検討し、そのうえで、県内各関係団体の代表者等で構成する検討会議において設置の可否についての議論を進め、県としての方針を総合的に判断します。
- ②県内の高等学校を卒業した大学進学者が県内大学へ入学した割合は約2割に留まっており、また、県内高等教育機関の卒業生が県内に就職した割合も5割に満たない中で、県内入学者や県内就職者の増加につなげるため、県内高等教育機関が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境変化をふまえて講じる取組に対し継続的な支援を行います。

- ③若者の県内定着を促進するため、「過疎地域などの指定地域への居住」や「県内での居住および県内産業への就業」などを満たした場合、奨学金返還額の一部を助成します。
- ④新型コロナウイルス感染症への対応や大規模災害への備え、人口減少等の直面する課題を克服し、将来世代も含め県民の皆さんが元気に、かつ安全・安心に暮らすことのできる持続可能な地域を県民の皆さんと共に作り上げていく必要があるため、今後の県政運営の基本となる「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」および「みえ元気プラン（仮称）」を策定します。
- ⑤人口減少対策等に総合的に取り組む必要があるため、これまでの取組の成果と課題の検証を行い、あらゆる施策を総動員の上、引き続き地方創生に取り組めます。
- ⑥県民の皆さんの意識を把握し、今後の県政運営や各種計画の策定等に活用していくため、県民を対象としたアンケート調査を実施します。
- ⑦「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、県内市町の国土強靱化地域計画の改訂等に向けた取組を支援するとともに、適切に進行管理を行います。
- ⑧戦争の悲惨な記憶と教訓が風化することのないよう、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える機会づくりに取り組めます。
- ⑨新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ、広域連携の必要性が高まっていることから、全国知事会等に参画し、地域課題や県境を越えて取り組むべき広域的課題の解決に向け、提言・提案や連携事業の実施等について、引き続き連携を深めていきます。
- ⑩県からの情報発信がテレビニュースや新聞等に取り上げられるよう適切に取り組むとともに、知事定例記者会見における手話通訳を実施するなど、より多くの方に情報が届くよう発信を行います。
- ⑪新型コロナウイルス感染症に関する県の施策や感染状況をはじめ、県政に関する重要な情報を県民の皆さんに的確に届けるため、県ホームページや県広報紙、テレビ、ラジオ、新聞、SNSなどのさまざまな広報媒体を効果的に活用した情報発信を行います。
- ⑫三重県が魅力的な地域として認知され、県外の方々に観光や移住先の候補地として選定されるよう、テレビ、雑誌等のマスメディアに対する取材誘致や、ウェブメディアを活用した情報発信を行います。また、さらなる県の認知度向上・イメージアップに向けて、ソーシャルメディアの活用や県プロモーションサイトの運営を行います。
- ⑬県ホームページについては、常に安定した運用を維持する必要があることから、OSのアップデートやセキュリティの確保など、Webシステムの運用保守を適切に行います。
- ⑭県民の皆さんの声を県政に反映できるよう、「県民の声相談」を実施するとともに、「みえ出前トーク」「e-モニター」等を活用した広聴活動を行います。その際、よりの確な広聴活動が実施できるよう、DXの観点も含めた各広聴ツールのブラッシュアップを行います。

- ⑮県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かすため、迅速かつ正確な統計調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果を分かりやすく公表するとともに、統計関係者の功績の表彰や統計調査員への研修などにより、統計調査の円滑な実施を図ります。主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ（「みえDataBox」）で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。
- ⑯情報公開・個人情報保護制度の適正な運用をするために、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営します。

3 総務部

現状と課題

- ①「第三次三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、上半期の進捗状況を取りまとめ、公表を行いました。4月～9月の上半期実績は、概ね計画どおり進捗していますが、今後も引き続き行財政改革取組の着実な推進に取り組んでいく必要があります。
- ②県政の諸課題に的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局や保健所の体制強化など、必要な組織体制を整備しました。今後も引き続き、限られた経営資源の中でも、より一層効率的・効果的な組織体制を整備していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染防止対策に係る業務等が増加する中、所属長と職員との対話を進め、業務の標準化、業務の見直し等に取り組みました。引き続き、職員一人ひとりが「ライフ」と「ワーク」を自身でコントロールできる状態をめざし取り組んでいく必要があります。
- ③「三重県職員人づくり基本方針（令和2年3月改定）」にもとづき、コロナ禍における職員研修、勤務制度の見直し等の取組を進めました。引き続き、同方針に基づき人材育成を進めます。また、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用を進め、職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に努めました。今後も引き続き、制度を適切かつ円滑に運用していく必要があります。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施するとともに、適正な業務執行のために内部統制制度を運用しました。今後も、県民の皆さんからの信頼を高めていくため、コンプライアンスの推進に取り組む必要があります。
- ⑤三重県公文書等管理条例（令和2年4月施行）の適切な運用により、公文書の適正管理の徹底に取り組みました。今後も引き続き、公文書の適正管理について職員の意識を高めるための研修の実施等に取り組んでいく必要があります。
- ⑥一定以上の時間外労働を行った職員に対し、面接指導を行うことにより、健康障害の防止に取り組みました。また、ストレスチェック制度を円滑に運用し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、セルフケア研修の実施や復職支援・相談支援を行いました。引き続き、健康課題への対応や過重労働対策、メンタルヘルス対策に取り組んでいく必要があります。
- ⑦累次にわたる補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする諸課題に対して、迅速かつ適切に対応してきましたが、引き続き公債費が高水準にあることや社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、今後も持続可能な財政運営を確保していく取組を進める必要があります。
- ⑧税收確保については、県内8県税事務所における財産調査や滞納処分の早期着手等滞納整理の徹底、市町支援窓口を通じた市町と連携した取組等により、県税収入未済額の縮減に努めています。今後もさらに収入未済額を縮減していく必要があることから、市町と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組むとともに、引き続き、県民の皆さんが納税しやすい環境の整備を推進する必要があります。

- ⑨「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく具体的な取組を進めるため、各部局と情報共有等を行いました。県庁舎等において、引き続き各庁舎管理者による点検や修繕履歴の蓄積を行うメンテナンスサイクルを実施することによって、庁舎の長寿命化を図っていく必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「第三次三重県行財政改革取組」のロードマップ（工程表）に基づき、行財政改革を効率的・効果的に進めていきます。
- ②より一層効率的・効果的な組織体制の整備を図るとともに、引き続き職員一人ひとりが主体的に「ライフ」と「ワーク」をコントロールできる状態をめざします。
- ③「三重県職員人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、「県職員育成支援のための人事評価制度」等の適切かつ円滑な運用により、引き続き職員の意欲・能力の向上と組織力の向上に取り組めます。
- ④県民の皆さんからの信頼を高めるため、引き続きコンプライアンスの推進に取り組み、内部統制制度についても、実効性のある取組となるよう運用していきます。
- ⑤三重県公文書等管理条例の運用を通して、公文書の適正管理の徹底に取り組めます。
- ⑥職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、安全衛生管理に取り組めます。
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする最優先課題に対応しつつ、持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制と多様な財源の確保に取り組めます。
- ⑧県税の滞納整理については、早期調査に着手し、差押、搜索、公売等を含めた滞納処分を進めるとともに、市町と連携して個人住民税の徴収対策を推進します。また、スマートフォン決済アプリによる納付など、引き続き納税環境の整備を推進することで、税込確保に取り組めます。
- ⑨「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づく取組を進め、県庁舎等について、引き続きメンテナンスサイクルを実施することで、庁舎の長寿命化を図ります。

4 医療保健部

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者へのフォローアップ等にも対応しています。また、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、市町と連携し、円滑なワクチン接種の推進に取り組んでいます。今後も新型コロナウイルス感染症の発生動向を注視するとともに、感染状況に応じた的確な対策を講じていく必要があります。
- ②令和2年度に行った「第7次三重県医療計画」の中間見直しをふまえ、5疾病・5事業および在宅医療の対策等の医療提供体制の構築を進めるとともに、地域医療構想の実現に向け、県内8地域に設置する地域医療構想調整会議において医療機能の分化・連携に係る検討を進めています。今般の新型コロナウイルス感染症が地域の医療提供体制に与えた影響をふまえた上で、取組を進めていく必要があります。
- ③若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加していますが、国から示された都道府県ごとの医師偏在指標は下位（医師少数都道府県）に位置づけられるなど、依然として不足している状況にあり、また、地域偏在等の課題もあることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。
- ④看護職員数は年々増加の傾向にはありますが、需給推計では依然として不足が見込まれており、特に訪問看護等在宅医療を担う看護職員や、新型コロナウイルス感染症に対応する専門的な看護師が不足していることから、引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、不足する領域の看護師の確保を図る必要があります。
- ⑤「第7次三重県医療計画」に基づき、脳卒中や心筋梗塞等への対策として、発症予防や急性期における医療体制の構築などを進めています。循環器病対策基本法の施行をふまえ、令和3年度中に「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」を策定し、循環器病対策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- ⑥「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」に基づき、避けられるがんを防ぐことや、さまざまながんの病態に応じて、適切ながん医療や支援を受けられるよう、総合的かつ計画的ながん対策を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、がん検診の受診や医療機関への受診を控える傾向が見られることから、がん検診の受診や医療機関への早期受診を促す必要があります。
- ⑦季節性インフルエンザやノロウイルスなど感染症全般に係る予防や拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行っています。引き続き、感染症発生動向調査システム等を活用し、感染症発生情報の収集・解析を行った上で、関係機関や県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑧HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症の検査を実施するとともに、相談体制の充実に取り組んでいます。感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、引き続き、これらの取組を進めていく必要があります。

- ⑨平成 30 年 4 月から県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たしています。財政運営に係る事務を確実に、円滑な国保運営に努めるとともに、制度の持続可能性を高めるため、引き続き各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。
- ⑩子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援していく必要があります。
- ⑪施設サービスを必要とする方の増加が見込まれることから、広域型特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査を行っています。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行う必要があります。
- ⑫介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる参入促進のための取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした集合研修の開催に係る事業所への支援、「介護助手」の導入に向けた支援を行っています。引き続き、介護人材の新規参入および定着促進に向けて取り組む必要があります。
- ⑬介護職員の負担軽減や介護現場における業務効率化に資する介護ソフト、タブレット端末などの ICT や介護ロボットの導入を支援するとともに、介護支援専門員の各種研修を実施し資質向上を図っています。引き続き、これらの取組を実施し、介護サービスの質の向上や人材の確保を図る必要があります。
- ⑭地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）の構築の支援等を行っています。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を進め、認知症の予防や早期診察、診断後の支援等に取り組む必要があります。
- ⑮県民の主体的な健康づくりを推進するため「三重とこわか健康マイレージ事業」を実施するとともに、企業における健康経営の取組を推進するため「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活習慣が変化し、心身等への影響が生じる一方で、健康への関心が高まり、健康づくりに取り組む県民の皆さんが増加しているこの機を捉え、社会全体で健康づくりの取組をさらに推進していく必要があります。
- ⑯令和 2 年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する施策の充実を図っています。引き続き、市町、関係機関・団体等と連携して、各ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを計画的に推進する必要があります。
- ⑰医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導や医薬品等の検査を実施するとともに、県民の皆さんへの医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や県民の皆さんへの啓発等を行う必要があります。

- ⑱薬剤師・薬局は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担っていることから、訪問薬剤管理指導等に取り組む薬剤師・薬局等を支援しています。引き続き、在宅医療への薬剤師・薬局の参画に係る取組や多職種連携、復職・転職の支援等により薬剤師の確保を進める必要があります。
- ⑲ボランティア団体や関係機関等と連携して、献血意識の向上に取り組むとともに、骨髄移植しやすい環境づくり等に取り組んでいます。将来にわたり献血や骨髄移植に対する協力者を確保するため、引き続き、特に若年層に対する啓発に取り組む必要があります。
- ⑳一般社団法人三重県食品衛生協会等の関係団体と連携し、食品事業者に対して改正食品衛生法の周知等を行っています。全ての食品事業者が新たな許可・届出制度やHACCPに沿った衛生管理に対応できるよう、引き続き支援を行う必要があります。
- ㉑三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、殺処分ゼロに向けた譲渡事業や動物愛護教室による普及啓発活動、災害時の動物救護に係る体制整備等を行っています。「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、引き続き取組を推進する必要があります。
- ㉒関係機関・団体等と連携し、自殺対策行動計画に基づく取組を進めるとともに、市町における自殺対策の推進に向け、市町担当者の人材育成等に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、相談体制の強化に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、引き続き、社会環境の変化に応じた総合的な自殺対策の推進が必要です。
- ㉓ヘルスケア分野のさまざまな製品・サービスを創出するため、医療・福祉現場等のニーズと県内ものづくり企業の持つ技術等とのマッチングや、県内外の事業者間のマッチングに取り組んでいます。引き続き、事業者間のマッチングや製品開発に向けたコーディネートを進める必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を確保するため、引き続き、病床の確保や臨時応急処置施設、宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者へのフォローアップ等にも対応していきます。また、検査需要に対応できるよう、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、ワクチンの追加接種（3回目接種）について、今後の状況を見据えつつ、市町と連携し円滑に進めていきます。
- ②地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制の構築をめざして、新型コロナウイルス感染症に係る対応等をふまえ、「第7次三重県医療計画」における目標の達成に向けた取組を進めるとともに、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等を通じて、医療機関の担うべき役割や将来の持つべき医療機能別病床数について協議を進めます。

- ③医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数の確保と偏在の解消に取り組みます。
- ④看護職員の確保・定着を図るため、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターにおける潜在看護職員の復職支援などにより、県全体の看護職員の確保に努めるとともに、訪問看護等在宅医療を担う看護職員の育成や、感染管理認定看護師の養成に取り組みます。
- ⑤脳卒中や心筋梗塞等の循環器病対策を進めるため、予防や正しい知識の普及啓発、保健、医療および福祉に係るサービス提供体制の充実、対策を推進するための基盤整備など、令和3年度中に策定を予定する「三重県循環器病対策推進計画（仮称）」に基づく施策に取り組みます。
- ⑥がん対策のさらなる推進をめざし、「三重県がん対策推進計画（第4期三重県がん対策戦略プラン）」における3つの柱である「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」のそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を実施することで、より効果的な事業の展開を図ります。とりわけ、がんの早期発見・早期治療の観点から、市町や医療機関等と連携して、がん検診の受診や医療機関への受診が遅れないよう、さらなる受診勧奨等に努めていきます。
- ⑦県民一人ひとりが感染症の予防や拡大防止に関する理解を深め、適切な行動がとれるよう、正しい知識の啓発や流行状況に応じた情報発信等を行います。
- ⑧HIV感染症やウイルス性肝炎、結核等の感染症について、検査や検診の受診を促し、早期発見と適切な治療につなげるため、相談体制の充実等に取り組みます。
- ⑨国民健康保険の財政運営の責任主体として市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業実施に努めるとともに、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しつつ、保険者努力支援制度等を活用し、医療費適正化や収納率向上等の取組を促進します。
- ⑩子ども・一人親家庭等・障がい者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、市町が実施する医療費助成事業を引き続き支援します。
- ⑪施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、入所基準の適正な運用に向けた取組を行います。
- ⑫介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者や外国人材の参入促進に取り組みます。また、介護職場における機能分担を進めるための「介護助手」の導入支援や「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発等、介護人材の参入と定着促進に向けた取組を進めます。
- ⑬介護サービスの一層の充実を図るため、介護現場の生産性向上に資する介護ロボットやICTの導入促進に取り組むとともに、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施します。

- ⑭認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、「共生」と「予防」を車の両輪として総合的に施策を推進するため、認知症サポーターの養成やチームオレンジの構築を支援するとともに、認知症の予防や早期診療、診断後の支援等に取り組みます。
- ⑮コロナ禍において健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、企業、市町、関係機関・団体等と連携し、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図るとともに、新しい生活様式に対応した企業の健康経営や個人の主体的な健康づくりを推進します。
- ⑯県民の皆さんの歯科口腔保健の保持増進を図るため、市町、関係機関・団体等と連携し、各ライフステージに応じた対策や医科歯科連携による疾病対策等に取り組みます。
- ⑰医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の品質管理に関する技能向上を図るとともに、県民の皆さんに対して医薬品等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。
- ⑱在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬局・薬剤師を支援するとともに、復職・転職の支援など薬剤師の確保を進めます。
- ⑲安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組みます。
- ⑳食品事業者において、改正食品衛生法に基づく新たな許可・届出制度への対応が適切にできるよう周知・支援を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用できるよう食品事業者自らが行う衛生管理計画の作成・運用について支援を行います。
- ㉑三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の推進拠点として、「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、公益社団法人三重県獣医師会やボランティア団体等さまざまな主体との協創により、殺処分ゼロに向けた取組を進めるとともに、終生飼養等の普及啓発や災害時における同行避難等の危機管理対応の取組を進めます。
- ㉒新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まりかねない状況をふまえ、関係機関・団体等と連携し、支援者の人材育成やこころの健康問題に関する正しい知識の啓発等に取り組みます。また、令和4年度末までを計画期間とする「三重県自殺対策行動計画」について、次期計画の策定に取り組みます。
- ㉓ヘルスケア産業の振興やライフイノベーションの推進に向け、関係機関・企業等の参画を促進するとともに、ヘルスケア産業への参入に関心を持つ企業が、開発からマーケティングに向けた企業力を高められるよう、技術・ノウハウの向上や、製品開発、市場開拓の取組を支援します。

5 子ども・福祉部

現状と課題

(地域福祉の推進)

- ①「重層的支援体制整備事業」について、事業初年度の令和3年度は5市町で実施されており、相談者の属性等によらず包括的に相談を受け止め、関係機関が連携して必要な支援に取り組んでいます。今後、より多くの市町で取組が進むよう、未実施の市町に寄り添いながら、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や、導入促進の場づくり等を行っていく必要があります。
- ②コロナ禍で現地での対面による指導監査が困難となる中、オンラインを活用した指導監査を実施したことで、感染防止対策はもとより、移動時間の削減や事業所等の負担軽減につながっています。引き続き、適切に指導監査等を行い、福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ③要配慮者の福祉ニーズを把握し、災害時の適切な支援につなげるため、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」の養成研修等を行っています。今後も、DWA Tの体制を強化するとともに、福祉避難所の運営支援や広域受援体制の整備等に取り組む必要があります。また、社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要があります。
- ④地域福祉の要として重要性が高まる一方、「なり手」の確保が困難となっている民生委員・児童委員について、令和4年度が一斉改選の時期にあたるため、市町の実情に応じた定数を定め、委員推薦業務が円滑に実施されるよう支援を行う必要があります。
- ⑤ひきこもりが大きな社会問題となる中、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等を対象としたアンケート調査の結果や、学識経験者等で構成する推進委員会での議論などをふまえ、「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定を進めています。策定後には、県民の皆さんや市町、関係支援機関、民間支援団体等と連携し、ひきこもりへの正しい理解を促進するとともに、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めていく必要があります。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響で、三重県生活相談支援センターに対し、生活に困窮する方からの相談が多数寄せられていることから、専門職員の増員等により相談支援体制を強化して自立支援に取り組んでいます。また、生活保護の申請件数も増加傾向が続いており、適正な保護の実施に努めています。引き続き、相談者に寄り添った支援に取り組んでいく必要があります。
- ⑦「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に基づき、ヘルプマークの普及・啓発などに取り組んでいます。また、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化等を支援しています。今後も、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方の浸透を図るとともに、誰もが安全で自由に移動できるよう取組を進める必要があります。
- ⑧県戦没者追悼式を開催するとともに、参列できなかった方々に向けて式典の様子を県HPに公開しました。また、沖縄「三重の塔」での慰霊式についても令和4年1月の開催を予定しています。引き続き、遺族支援を中心に据えた取組を進める必要があります。

(障がい者福祉の推進)

- ⑨医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、専門人材の育成や多職種連携に取り組んでいます。今後も、医療、保健及び教育等の分野と福祉分野が連携し、地域での受け皿を整備する必要があります。また、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児支援センターを指定し、支援の充実に取り組む必要があります。
- ⑩障がい者の地域移行や地域生活支援に向けて、グループホームの整備等を促進しています。また、福祉事業所における工賃向上に向けて、専門家の派遣や共同受注窓口の運営支援を行っています。今後も、ニーズの高い、重度障がい児・者を対象とした通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、工賃向上に取り組む必要があります。
- ⑪障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりの実現に向けて、広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置して障がい者やその家族等からの相談に対応しています。また、障がい者虐待の未然防止のため、施設等職員などへの研修や虐待事案が発生した施設等への改善に向けた指導を行っています。引き続き、障がいを理由とした差別の解消に向けた啓発や相談体制の整備、虐待の防止に取り組む必要があります。
- ⑫障がい者スポーツをきっかけとして、障がいのある人の自立と社会参加の推進や、県民の障がいへの理解促進に取り組んでいます。また、三重どこわか大会に向けて選手の発掘・育成や指導員等の養成、障がい者スポーツ普及に取り組みました。今後は、障がいのある人もない人も、障がい者スポーツに関わることができる取組を総合的に展開し、障がい者スポーツの一層の裾野拡大に取り組む必要があります。

(児童虐待の防止と社会的養育の推進)

- ⑬児童虐待相談対応件数が増加する中、県内全ての児童相談所でAⅠを活用した児童虐待対応支援システムを運用するとともに、専門職の増員を進め、児童相談所の虐待対応力の強化を図っています。また、市町の対応力強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の早期設置に向けた支援を行っています。今後も、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における専門職の増員を進めるとともに、拠点未設置市町の早期設置に向けた取組を進める必要があります。さらに、増加する外国につながる子どもの虐待防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ⑭家族の介護や世話など年齢に見合わない負担を負い、自らの育ちや学びに影響を及ぼしているヤングケアラーと呼ばれる子どもたちに対して支援を行うため、支援の状況把握や関係機関等における課題の共有を進める必要があります。
- ⑮「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に3か所設置し、里親制度の普及啓発を行っています。引き続き、里親委託の推進に向けて、フォスタリング機関の整備を進めるとともに、施設養育においてもより家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。また、施設退所者等の自立に向けた支援に取り組む必要があります。

(少子化対策の推進)

- ⑩「三重県子ども条例」に基づき、地域の方々や企業・団体が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出を進めています。また、子どもの相談を受け止める子ども専用の相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営しています。今後は、子どもの権利に係るさらなる理解促進、子どもが主体となった活動の充実を検討する必要があります。
- ⑪男性の育児参画への関心や理解を深めるため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」に取り組むとともに、ワークショップを通じて男性の育児参画の質の向上を図っています。令和4年4月以降の改正育児・介護休業法の施行を機に、さらなる男性の育児参画の推進や質の向上に取り組む必要があります。
- ⑫子育て家庭の孤立を防ぐため、ワークショップの開催や子育てのヒントなどが学べるWeb講座の開設を行っています。今後は、市町においても主体的な取組がさらに展開されるよう、これからの家庭教育支援のあり方を検討していく必要があります。
- ⑬結婚を希望する方のニーズを踏まえ、みえ出逢いサポートセンターにおいて、相談支援や出会いの場の創出に取り組んでいます。コロナ禍で出会いの機会が減少しているため、引き続きニーズに応じた取組を進める必要があります。
- ⑭不妊や不育症に悩む方への精神的支援について、不妊専門相談センターで相談対応を行うとともに、不妊ピアサポーターによる当事者の精神的なサポートに取り組んでいます。また、経済的支援として、国の助成制度を活用しながら、県の助成制度を拡充しています。さらに、治療と仕事の両立に向けては、理解促進のための講演会等を開催するとともに、企業内で治療への理解を深めるための不妊症サポーターの養成などに取り組んでいます。引き続き、当事者に寄り添い、精神的・経済的支援や両立支援に取り組む必要があります。
- ⑮産後の子育ての孤立感等を軽減するため、産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等を対象に、母子保健コーディネーターの養成研修を引き続き実施し、地域における専門人材の育成を行う必要があります。また、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する医療専門職によるケアや、濃厚接触者など、不安を抱える妊産婦に対する相談支援体制を整備する必要があります。

(子育て支援)

- ⑯待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行っています。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修を行うとともに、Webサイト「みえのほいく」で職場環境の改善に取り組む保育所の紹介等を行っています。引き続き、待機児童解消に向けた取組を進める必要があります。
- ⑰病児・病後児保育事業の施設整備や運営、障がい児等の受入に向けて支援を実施しています。引き続き、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。

- ②④放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、支援員認定資格研修や資質向上研修等を実施しています。また、放課後子ども教室への運営支援に取り組んでいます。引き続き、放課後児童クラブや放課後子ども教室への支援を行う必要があります。
- ②⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して、幼稚園教諭の処遇改善の取組や運営経費を補助しています、引き続き、幼児教育の充実に向けた支援を行う必要があります。
- ②⑥経済的に困窮しているひとり親世帯や、課題を抱えていても声を上げられない子育て世帯等の増加が懸念されているため、子どもや保護者等が気軽に集える子どもの居場所づくりを支援しています。今後は、子どもの居場所づくりへの支援に加え、子ども食堂等の居場所を活用した貧困の連鎖解消に向けた取組等を支援する必要があります。
- ②⑦ひとり親家庭への就業支援や日常生活支援に取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、適切な情報提供等に取り組む必要があります。
- ②⑧身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて小児科医等を対象とした連続講座を開催しています。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口などによるネットワーク構築を支援しています。さらに、途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を推進しています。引き続き、支援が必要な児童への取組を進める必要があります。
- ②⑨コロナ禍でDV相談件数は増加傾向にあり、被害の深刻化も懸念されているため、より相談しやすい環境づくりに向けてSNS相談を実施しています。今後も、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談への適切な対応、情報共有などに取り組む必要があります。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携強化に取り組む必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(地域福祉の推進)

- ①多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町への交付金に加え、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、複合的な課題を抱える相談者等を把握し、適切な相談支援機関等へつなぐことのできる人材育成等に取り組めます。
- ②社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、コロナ禍での工夫も踏まえて、引き続きICT等を活用しながら、効果的、効率的に実施します。
- ③災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWA T)」の体制強化や、県外からの介護職員等の受援体制の整備を進めます。また、災害等にあっても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等の事業継続計画(BCP)の策定を支援します。

- ④令和4年12月の一斉改選が円滑に行われ、民生委員・児童委員が滞りなく活動できるよう、市町に
対する委員推薦に係る経費の補助や、新任委員を対象とした研修会の開催等に取り組みます。
- ⑤「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の計画初年度の取組として、切れ目のない支援体制の
充実や社会全体の機運醸成のため、市町の包括的な相談支援体制の構築に向けた支援や地域におけ
る居場所づくりの検討、積極的な情報発信等に取り組みます。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する方が増加しているため、三重県生活相談
支援センターにおけるアウトリーチ支援員等による相談支援体制の強化とともに、相談者に寄り添
った相談支援に取り組みます。また、速やかな生活保護決定など、関係機関と連携して生活に困窮
する方の支援に取り組みます。
- ⑦「第4次ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進計画（2019-2022）」に基づき、UDの意
識づくりや、UDに配慮された施設整備、公共交通機関のバリアフリー化などに取り組みます。ま
た、同計画が最終年度を迎えることから、これまでの取組成果をふまえた次期計画を策定します。
- ⑧県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通して、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと
平和の尊さを次世代に継承していきます。

（障がい者福祉の推進）

- ⑨令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医
療的ケア児・者が社会全体で支えられ、居住する地域に関わらず適切な支援が受けられるよう、医
療的ケア児支援センターを指定し、当事者や保護者等からの相談への対応、情報提供や助言を行う
とともに、関係機関への研修の実施と支援の調整等を行います。
- ⑩障がい者の地域生活を支援するため、障害福祉サービスの確保を図るとともに、グループホームや
重度心身障がい児者の日中活動の場等の整備促進に取り組みます。また、福祉事業所における工賃
向上に向けて、共同受注窓口の運営支援等を行います。さらに、障害者優先調達推進法に基づく調
達方針を策定し、各部局と連携して調達目標額の達成に向けて一層の調達拡大を図ります。
- ⑪障がいを理由とする差別の解消をめざし、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三
重県づくり条例」の普及啓発や障がい者への理解促進に向けた取組を進めるとともに、体制を整備
して相談対応及び紛争の解決を図ります。また、障がい者虐待への適切な対応のため、市町や施設
等職員などに対して研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待の発生した施設等
に対する指導等を行います。
- ⑫三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果等を生かし、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡
大に向けて、合同練習の実施やフォーラムの開催、関係団体と企業をつなぐ役割を担う相談窓口の
設置など、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」取組を進めます。

(児童虐待の防止と社会的養育の推進)

- ⑬児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのA I技術の活用やリスクアセスメントツールの運用、児童福祉司等の専門職の増員を進めます。また、市町の児童相談体制の強化のため、要保護児童対策地域協議会の体制強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行います。さらに、外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。加えて、子ども等が相談しやすい環境整備のため、SNSを活用した相談支援を行います。
- ⑭家族の介護や世話など年齢に見合わない負担を負い、自らの育ちや学びに影響を及ぼしているヤングケアラーの早期発見や適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会等を通じた実態調査や研修等を行います。
- ⑮「三重県社会的養育推進計画」に基づき、子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、フォスターリング機関の整備を進め、里親委託の推進に取り組みます。また、施設養育においても小規模グループケア化や地域分散化等を推進します。さらに、児童養護施設退所者等の自立に向けて、切れ目のない支援に取り組みます。

(少子化対策の推進)

- ⑯子ども一人ひとりが大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、子どもを支援したいという思いを持つ企業等や地域の皆さんが、より主体的に子育て支援活動に関わる仕組みを検討するなど、子どもの権利が守られ、子どもの育ちを見守る取組を進めます。
- ⑰男性が育児休業を取りやすい環境づくりに向けて、企業を対象としたセミナーや情報発信に取り組むとともに、男性の育児参画に向けた気運を醸成するため、育児のノウハウ習得等への支援や、これから親になる世代への普及啓発に取り組めます。
- ⑱コロナ禍で、親も子も家庭で過ごす時間が増えたことで、子どもとの接し方に悩む保護者がいるなど、家庭を取り巻く環境も変化している中、さまざまな変化を捉え、これからの家庭教育支援のあり方を検討します。
- ⑲結婚を望む方に対して安全で信頼できる出会いの場を提供するため、市町や企業等が行う出会いイベントの開催等を支援するとともに、県と市町が連携した広域的な出会いの場の創出などを進め、結婚する方に選ばれる三重県づくりに取り組めます。
- ⑳不妊や不育症に悩む方の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて電話相談、面接相談を実施するとともに、身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。また、不妊治療と仕事の両立に向けた支援に取り組むとともに、不妊治療費等の保険適用に向けた国の動向も注視しながら、必要な経済的支援を行います。
- ㉑各市町において妊娠・出産から育児まで切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう、専門人材を養成するとともに、関係機関の連携を強化し、産前産後の支援体制の充実に取り組めます。また、新型コロナウイルス感染症等に対して不安を抱える妊産婦等が、健やかな出産・育児を行えるよう、専門職に気軽に相談できる体制を整備します。

(子育て支援)

- ②②保育士不足により生じる待機児童の解消や幼児教育・保育の質の向上に向けて、保育士を育成する取組への支援や処遇改善などに取り組みます。あわせて、保育の仕事の魅力発信を行うなど、保育士の確保を支援します。
- ②③病児・病後児、医療的ケア児、障がい児、家庭環境に配慮を必要とする子どもの保育を支援するため、保育環境の整備や保育士加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ②④保護者が昼間家庭にいない小学生の育成支援や安全・安心な居場所の確保のため、放課後児童クラブの施設整備や運営費の補助を行います。また、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料を補助します。さらに、地域住民等の参画を得て、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対する支援を行います。
- ②⑤私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人に対して、充実した幼児教育に取り組めるよう支援するとともに、幼稚園教諭の処遇改善への支援を行います。
- ②⑥生まれ育った家庭の経済状況等により、子どもの学習や体験機会が奪われ、将来の夢を諦めてしまうことがないように、子ども食堂等の居場所を拠点とした学習支援や体験機会の充実など、身近な地域での支援体制を強化する取組を進めます。
- ②⑦ひとり親家庭の就業や自立を促進するため、就労支援を行うとともに、効果的な情報発信等により、さまざまな支援に適切につなげる取組を推進します。
- ②⑧子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組みます。また、発達障がいの初診待機を解消し、早期発見・支援につなげるため、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ②⑨DVが起こらない社会の構築に向けて周知・啓発を行うとともに、DV被害者に対して適切な相談対応や支援を行うため、相談しやすい環境の整備や相談員等の対応力強化に取り組みます。また、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実するため、児童相談所との連携を強化します。

6 環境生活部

現状と課題

(1) 環境生活部

- ①安全で安心な三重のまちづくりを推進していくため、市町に加え県民、事業者等との連携を強化するとともに、地域防犯力の向上に向けて人材育成や意識啓発に継続して取り組む必要があります。また、県内市町における犯罪被害者等支援条例の制定等が進みつつある中、総合的な支援体制のさらなる底上げが求められるとともに、二次被害を防止するため犯罪被害者等に対する県民の皆さんの理解を一層促進していく必要があります。
- ②性被害に対する社会的関心や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上、新型コロナウイルス感染症の影響等から、性被害の相談件数が大きく増加するとともに相談者の若年齢化が進んでおり、その傾向は今後も続くと推測されることから、引き続き相談・支援体制の充実強化が求められます。
- ③県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあるとともに、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しているため、高齢者の交通事故抑止対策の推進が喫緊の課題となっています。
- ④消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新たな消費者トラブルの発生が懸念されていることから、県消費生活センターが中核センターとしての役割を継続して発揮し、消費者トラブル防止のため、さまざまな主体と連携した啓発活動や消費者教育を多様な手法により実施するとともに、市町を含む県全体の相談対応能力の向上等を図る必要があります。また、持続可能な社会の形成に寄与するため、エシカル消費の普及啓発に取り組む必要があります。
- ⑤「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて人権が尊重されるまちづくりや啓発等の人権施策を推進してきましたが、依然として、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ⑥人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。
- ⑦県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会への理解が広がるよう、一層の普及・啓発が必要です。

- ⑧職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。コロナ下では男女の経済的格差等が顕在化しており、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑨多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」や令和3年9月に運用開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」をふまえ、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。
- ⑩外国人住民の日本語学習については、地域の日本語教室に支えられていますが、さまざまな課題が発生しています。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、県内の日本語学習環境を整備していく必要があります。
- ⑪新型コロナウイルス感染症の拡大は、外国人住民の生活に大きな影響をもたらしています。外国人住民が孤立することのないよう、相談体制の充実や適切な情報提供に努めるとともに、安全で安心に生活できる環境の整備が必要です。
- ⑫誰にとっても身近な課題である防災をテーマにしたセミナーを開催し、県民の皆さんの参画とNPO間の連携を図っています。県民の社会参画や協創を促進するとともに、NPOが多様化、複雑化する地域の諸課題に対応していく必要があります。
- ⑬「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画し、コロナ禍におけるボランティア活動に関する研修会等を開催しました。引き続き、大規模災害時に、県内外からのボランティアや専門性を有したNPO等が、円滑かつ効果的に支援活動ができる環境を充実・強化していく必要があります。
- ⑭新型コロナウイルス感染症の影響をふまえつつ、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していく必要があります。
- ⑮「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- ⑯個性豊かで多様な教育が推進されるよう私立学校への運営費補助や、私立学校へ通う子どもたちが安心して学べるよう保護者等の経済的負担の軽減を図る必要があります。

- ⑰SDGsが国連総会において採択されるなど、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けた取組や、環境教育・環境学習の充実が求められています。また、大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ⑱国内外で脱炭素の流れが加速している中、2050年の脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」を着実に推進し、実効あるものとしていく必要があります。また、温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。
- ⑲大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、健康に影響を与える光化学スモッグについては、春から秋にかけて高濃度となる日に多く発生することから、予報等の発令による注意喚起が必要です。また、NOx・PM法に基づく自動車排ガス対策は、国の総量削減基本方針決定後、次期計画の策定について検討していく必要があります。
- ⑳近年、海域の栄養塩類不足等による水産資源等の生物生産の減少が指摘されており、規制から管理への視点の転換とともに、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた総合的な水環境改善を進めていくことが必要です。また、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町や関係部局と連携しながら生活排水処理施設の整備を進めてきましたが、整備率は全国平均と比べ低い状況にあり、引き続き未整備人口の解消が必要です。浄化槽については、補助制度を活用し単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進が必要です。
- ㉑「土壌汚染対策法」および「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、汚染された土地における措置等の指導、形質変更時要届出区域等の指定等を行っていますが、新たな土壌・地下水汚染が確認された場合は、必要な措置等による拡散防止が必要です。また、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」による厳正な審査と立入検査、指導により、無秩序な土砂等の埋立て等の行為を抑止することが必要です。
- ㉒伊勢湾等の海岸域では、河川等を經由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されており、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策を実施していますが、県民の皆さん、民間団体、企業、海岸管理者等による協力体制の拡充が必要です。また、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開していますが、流域圏の複数自治体連携による効果的な対策の推進も必要です。
- ㉓県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率は全国平均と比較して低い状況にあることから、交付金等を利用して主要施設の整備や耐震化等を促進する必要があります。また、人口減少などの社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業の経営環境を維持するため、「三重県水道事業基盤強化協議会」等で水道基盤強化の取組を促進する必要があります。

(2) 廃棄物対策局

- ①持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定し取組を実施しています。廃棄物の最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政などさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあり、一層の取組が必要です。
- ②プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化や海洋への流出防止を図るため、ペットボトルのボトル to ボトルのモデル事業に取り組むとともに、食品ロス削減については、令和3年7月から食品提供システム「みえ〜る」の運用を開始しました。引き続き、社会的課題となっているこれらの取組を一層推進していく必要があります。
- ③排出事業者の処理責任の徹底については、改正した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づき、優良認定処理業者への委託を促進する必要があります。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組むとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制の強化が必要です。
- ④産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討が必要です。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めていく必要があります。
- ⑤過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 環境生活部

- ①犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市町や県民、事業者等と協働しながら地域の自主的な防犯活動等を促進し、地域防犯力の向上を図ります。また、犯罪被害者等の立場に立った支援が途切れることなく提供されるよう、市町や関係機関等が連携した総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等への県民の皆さんの理解促進を図ります。
- ②性被害者を誰一人取り残すことがないよう、相談体制の強化や連携協力病院の拡充、学校等に向けた広報啓発の強化など、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援体制の強化と認知度向上に取り組むとともに、増加傾向にある若年層被害者に対する支援強化を行います。
- ③四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を推進するとともに、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、安全運転サポート車等の普及啓発に加えて、高齢運転者の運転継続に向けた取組を進めます。飲酒運転違反撲滅のためには再発防止対策が重要であることから、さらなるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。

- ④消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、若年者や高齢者を中心に各世代の特性に適した方法による効果的な啓発活動、消費者教育に取り組みます。また、エンカル消費に対する理解が深まるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。県消費生活センターの専門性を確保するとともに、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、市町を含む相談員の資質向上等を図ります。また、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。
- ⑤住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、多様な手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発を実施します。
- ⑥人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互のネットワークの強化を推進します。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。
- ⑦男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。
- ⑧職業生活における女性活躍の推進については、企業・団体等と一層の連携を図り、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、女性が希望に応じて活躍できる環境づくりを進めます。
- ⑨「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、多様な性的指向・性自認に係る社会の理解促進等を図ります。
- ⑩三重県日本語教育推進計画に基づき、県内の日本語教育環境を整備するとともに、多言語による行政・生活情報の提供や、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。
- ⑪外国人住民が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援にさまざまな主体と連携して取り組みます。
- ⑫県民一人ひとりが自らを社会の担い手として認識し、NPO活動への理解、参画が促進され、さまざまな主体との協創による地域課題の解決に向けた取組が一層進むよう、「みえ県民交流センター」を拠点とした情報発信、NPOや中間支援組織の基盤・機能強化に取り組みます。
- ⑬コロナ禍においても、大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、研修会の開催等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制の整備に取り組みます。

- ⑭展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。また、文化交流ゾーン構成施設が連携・協力して、集積の利点を生かした施設運営や事業展開を進めていきます。
- ⑮県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。
- ⑯私立学校に対して、経常的経費等への補助を行うとともに、学校訪問等において、学校が抱える課題等に効果的な助言等を行うことにより、個性豊かで多様な教育の推進および健全な学校運営を支援します。
- ⑰持続可能な社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業者における環境経営や環境影響評価等の取組を進めます。
- ⑱脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」に基づいてオール三重で地球温暖化対策に取り組めます。「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度等により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素経営に先進的に取り組む企業等を支援します。県民の皆さんや市町などさまざまな主体と連携し、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、「三重県気候変動適応センター」と連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。
- ⑲大気規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、光化学スモッグ等による被害防止のため、予報等の情報提供を速やかに行います。自動車環境対策については、NOx・PM法に基づき、事業者や関係団体の協力を得ながら進めていきます。
- ⑳水質規制の対象工場・事業場に立入検査を行い法令遵守の徹底を指導するとともに、伊勢湾・英虞湾をはじめとする海域や河川の公共用水域および地下水の水質常時監視を行います。また、伊勢湾の水質改善に向け、工場・事業場から排出される汚濁負荷量の管理に取り組めます。生活排水対策については、市町と連携して、下水道や合併処理浄化槽等の整備を進めます。
- ㉑「土壌汚染対策法」に基づき、必要に応じて事業者には調査を指導します。また、指定基準を超過した汚染が確認された際には、事業者に必要な措置を指示し、土壌汚染の拡散防止に努めます。「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、無秩序な土砂等の埋立て等の行為を抑止し、災害の未然防止および生活環境の保全を図ります。
- ㉒県全域の海岸漂着物対策については、海岸管理者、民間団体、企業等による協力体制の構築と、流域圏の自治体との連携により、発生抑制対策を含めた環境保全活動を推進します。また、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を進め、総合的に水環境の改善を図ります。

⑳ 交付金等を活用して、水道事業等における施設整備や耐震化等のライフライン機能強化の促進を図ります。また、認可等に係る指導監督、立入検査および災害時における応急給水活動の連携強化を行うとともに、県内市町水道事業が持続的な経営をしていけるよう、水道の基盤強化に向けた取組を進めます。これらと合せて、国に対しては、交付金や施策の充実について要望を行っていきます。

(2) 廃棄物対策局

㉑ 持続可能な循環型社会の形成に向けて、「3R+R（再生可能資源への代替）」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組むとともに、県民の皆さんや事業者の意識を高め、行動につなげてもらうため、市町等と連携し、減量化やリサイクルに役立つ情報を発信します。さらに、循環関連産業の振興を図るため、発生抑制等に係る研究や施設整備に対する支援の一層の拡充や、人材育成等を実施します。

㉒ プラスチックごみ対策等の社会的課題については、混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証等を行うとともに、スマートフォンアプリによる見える化を通じた海洋ごみ対策を進めます。また、食品ロス削減については、食品関連事業者と連携した取組を進めるとともに、食品提供システム「みえ〜る」による生活困窮者等への食品の提供を一層促進します。

㉓ 排出事業者責任の徹底を図るため優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、必要に応じ改善命令を行うなど、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組めます。

㉔ 産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等の資機材を充実させ、スマートフォンによる不法投棄通報システムといったICTの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図ります。特に不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視指導を進めます。

㉕ 行政代執行を継続している3事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田）については、令和4年度末までの対策完了に向け、着実に工事等を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。

7 地域連携部

現状と課題

(1) 地域連携部

- ①木曾岬干拓地の伊勢湾岸自動車道以北については、工業団地として都市的土地利用を進めており、約50%を企業に分譲しました。また、伊勢湾岸自動車道以南については、都市的土地利用計画の策定に向けて検討を進めています。引き続き、市町等の関係機関との連携のもと利活用を図っていく必要があります。
- ②大仏山地域については、散策路等を適切に維持管理するとともに、樹名板を設置するなどして利用促進に取り組んでおり、引き続き、地域住民など多様な主体が連携して利用促進を図っていく必要があります。また、宮川の流量回復の取組については、今年度は、流量が減少傾向にあった際に関係機関と放流時期等を協議し、準備態勢を整えましたが、その後の降雨により流量が回復したため流量回復放流や、かんがい放流との同時放流の試行を実施するには至りませんでした。一方、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況については、今年度、「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議」を2回開催（令和3年11月末時点）し、関係部局において情報共有を図りながら、放流量を変化させた際のダム貯水量への影響シミュレーションなどの取組を進めているところです。引き続き、県議会からの提言をふまえた流量回復の取組を進めていくとともに、宮川ダム直下から三瀬谷ダムのより良い流況に向けて関係部局で取り組んでいく必要があります。
- ③長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、一般会計から工業用水道事業会計に出資し先行的に水源を確保しており、今後も確保していく必要があります。
- ④地籍調査については、市町とともに推進を図っていますが、令和2年度末時点の進捗率（9.7%）は全国平均（52%）を下回っています。このため、引き続き、大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進やインフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力し、市町等と連携して推進していく必要があります。
- ⑤県内公共交通については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大幅に減少し、厳しい経営環境が続いていることから、バスや地域鉄道等の安定的な運行の維持や感染拡大防止、利用回帰に向けた取組などへの支援を行う必要があります。
- ⑥複数市町等をまたぐ幹線バスの運行経費等を国と協調して支援するとともに、市町の地域公共交通会議などでの検討を通じ、路線の利便性向上や利用促進等を図りました。また、鉄道について、地域鉄道事業者が実施する安全対策等を国等と協調して支援するとともに、沿線市町や関係府県等と連携し、在来線や地域鉄道の利用促進に取り組みました。引き続き、県民の生活を支える地域公共交通の維持・活性化が図られるよう取り組んでいく必要があります。

- ⑦高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許証の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保していくことが重要な課題となっています。このため、交通分野と福祉分野等が連携した取組や、次世代モビリティ等を活用した取組をモデル事業として積極的に進めるとともに、こうした取組を核としながら新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症の影響により、国際線だけでなく国内線においても航空需要が大幅に減少していることから、感染症の収束状況や空港における検疫体制等をふまえて、「中部国際空港利用促進協議会」等関係者との連携を図りながら空港の利用促進に取り組むとともに、二本目滑走路の整備による24時間完全運用の実現に向けて関係者と意見交換を行っていく必要があります。また、津なぎさまちと中部国際空港とを高速船で結ぶ海上アクセスについても、大幅な利用者の減少から減便等を余儀なくされており、感染症収束後の利用促進や利便性の向上に取り組む必要があります。
- ⑨リニア中央新幹線について、今年10月に開催したリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会臨時総会において、亀山市から県内駅候補地案の提案があり、県内駅位置の確定に向けて大きく前進しました。このため、三重・奈良・大阪ルートおよび県内駅位置の早期確定と一日も早い全線開業の実現に向け、事業主体であるJR東海の名古屋以西準備担当部門と協議を進めるとともに、県内市町等関係機関が一丸となって取り組んでいく必要があります。また、円滑な事業実施にあたっては、リニア事業に対する県民の皆さんの理解や協力が不可欠であるため、啓発動画の配信などに取り組みました。引き続き、一層の気運醸成を図っていく必要があります。
- ⑩県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、地域課題の解決に向け検討を進めるとともに、全県的な課題となっている若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、地域で活動する若者のトークイベントを開催するなど、地域づくりに携わるきっかけづくりを行いました。引き続き、市町との連携を強化して、持続可能な地域コミュニティづくりがより多くの地域に広がるよう取り組む必要があります。
- ⑪移住の促進に向け、平成27年4月から東京に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪および名古屋での相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住者を受け入れる体制の整備など、市町と連携した取組を進めた結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、平成27年度から令和2年度までの6年間で1,900人を超えました。引き続き、市町と連携した取組を進めるとともに、移住者の県内への定着や移住促進の取組を地域の活性化につなげていく必要があります。
- ⑫新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴い、地方への関心が高まっていることを受け、移住の促進に向けた取組が多くの自治体で行われている中、本県が“選ばれる地域”となるために、これまでも増して戦略的な取組が必要となります。

- ⑬新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、オンラインを活用した相談を実施することで、「えとこやんか三重 移住相談センター」においても、全国から相談をいただくようになり、センターでの相談件数は前年度の約1.4倍（令和3年11月末時点）に増加しています。首都圏から全国に向けた情報発信に加え、関西圏、中京圏での取組をさらに充実させていくことが必要です。また、「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」での交流会等、移住希望者と地域が継続的につながる取組を着実に進める必要があります。
- ⑭移住希望者が安心して三重に移住し、暮らし続けていけるよう、市町の受入体制を充実させる取組を支援する必要があります。
- ⑮人口減少の進展に伴い、地方自治体の経営資源が制約されていくことが予測される中、これからも市町が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準をいかに維持・向上していくかが課題となっています。市町においては、基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、新しい時代に求められるDXやSDGsの視点を取り入れた効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、支援する必要があります。

（2）国体・全国障害者スポーツ大会局

- ①三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた取組の結果、会場施設が整備されるとともに、競技力向上の取組によって選手の実力は飛躍的に向上し、多くの指導者は高い指導力を身につけることとなりました。また、競技役員やボランティアなどの人材が育成されるなど、多くのレガシーが各地域に遺されました。今後は、これらのレガシーを活用した地域スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりを進める必要があります。
- ②女性やビジネスパーソン世代で、成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率が低迷していることから、これらのターゲット層を中心として、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツに参画する（する・みる・支える）人口の拡大を図るとともに、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず多くの人が気軽に運動・スポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。また、地域の皆さんがスポーツを身近に感じられるきっかけとして、国のスポーツ基本計画において地域スポーツの担い手として位置付けられている総合型地域スポーツクラブに対し、その役割が発揮されるよう働きかけていく必要があります。
- ③三重とこわか国体に向けて行ってきた、選手の発掘・育成・強化、指導者の養成、競技団体を通じた合宿や遠征等の強化活動への支援、就職支援等によるアスリートの県内定着、新たなチームの結成など、さまざまな取組を通じて、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得が十分に見込めるまで、本県の選手やチームの競技力は確実に向上しました。令和4年度の栃木国体では、三重とこわか国体で発揮できなかった本県の競技力を発揮し、天皇杯順位10位以内を獲得できるよう、これまでに培ったノウハウを生かした強化活動を支援するとともに、その後も安定的な競技力を維持できるよう、取組を進めていく必要があります。また、国内外で活躍できる障がい者アスリートへの支援に取り組む必要があります。

④三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて県営スポーツ施設の整備を行いました。今後は、すべての利用者の皆さんがより一層安全・安心に利用できるよう、施設環境の整備を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数の回復・拡大を図る必要があります。

(3) 南部地域活性化局

①南部地域は、第一次産業の活力の低下に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いています。南部地域活性化基金等を活用して市町が行う働く場の確保に向けた取組や住民の生活に寄り添った取組を支援することにより、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められています。

②新型コロナウイルス感染症により、南部地域においても観光業をはじめ、多くの産業が影響を受けています。感染症対策と社会経済活動を両立させ、南部地域の経済の再生・活性化を図る必要があります。

③南部地域は過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力の維持が課題となっています。地域づくりに関わる関係人口の取組（度会県）を進めるとともに、地域おこし協力隊のネットワーク化を図り、隊員の定住・定着を進めていく必要があります。

④令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、今後5年間における過疎地域の持続的発展を図るための方針である「三重県過疎地域持続的発展方針」を策定しました。今後も人口減少と高齢化が加速する過疎・離島・半島地域が持続可能な地域社会を構築することができるよう、市町と連携して地域活性化や定住促進などに取り組む必要があります。

⑤離島航路は、島民にとって医療などの生活の基盤であると同時に、産業や島外との交流の基盤であり、唯一の交通手段です。離島の存続発展には離島航路は必要不可欠であり、維持改善していく必要があります。

⑥東紀州地域では、過疎・高齢化の進行や若年層の流出などに伴い、県内でも特に人口減少が懸念されており、持続可能な地域社会の実現に向けた方策が求められています。

⑦伝統文化の担い手の高齢化が進み、その継承が危ぶまれつつあります。地域の大切な財産である地域文化や産業を次世代に継承し、地域の活力向上につなげるため、新たな担い手を発掘し、創出しようとする地域の気運醸成が必要となっています。

⑧新型コロナウイルス感染症の影響で、当面の間、外国人旅行者の来訪が見込めないことや、近場で観光を楽しむマイクロツーリズムへの関心の持続が見込まれることなどから、引き続き、新型コロナ影響下での観光振興の取組を進める必要があります。

- ⑨東紀州地域ではリピーター率が県全体よりも高い一方で、子ども連れの家族旅行の率が県全体よりも低いことから、潜在観光客の来訪意欲を喚起していく必要があります。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、ターゲットに応じて新たな魅力を発掘・発信すること並びに初めて来訪される方や体力に自信がない方の不安を和らげるための情報を提供することが重要です。
- ⑩東紀州地域は、地理的条件もあって地域経済が低迷しており、また、観光関連産業を含めた産業分野には小規模な事業者も多いことから、さまざまな主体が連携して、商機拡大に向けた取組を進めるなど、地域経済の活性化を図る必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 地域連携部

- ①木曾岬干拓地については、分譲地の都市的土地利用の促進による地域の活性化に向け、関係する町や部局と連携し、企業誘致に取り組むとともに、立地を希望する企業に対しては、立地・早期操業に結びつくよう支援を行います。また、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画策定に向け、土地利用の方向性を定めていくとともに、道路等の基盤整備を進めます。
- ②大仏山地域については、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組むとともに、将来の多様な主体による里山の保全・活用に向けた検討を進めていきます。また、宮川の流量回復については、「粟生頭首工直下毎秒3トン」の年間を通じた安定的な確保に取り組めます。一方で、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況に向けて関係部局で検討を進めます。
- ③長良川河口堰建設事業に伴う工業用水に係る管理費等については、生活や産業活動に不可欠な水を安定して供給するため、引き続き一般会計から工業用水道事業会計に出資し、長期的な視点から水資源の確保を図ります。
- ④地籍調査については、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など緊急性が高いと考えられる地区に重点を置き、市町と連携して効率的・効果的に推進します。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の交通事業者においては、厳しい経営状況となっていることから、安定的な運行の維持や、感染症拡大防止対策などの取組へ支援を行うことにより、地域公共交通の維持・確保を図ります。
- ⑥バス、鉄道の維持・活性化に向け、国と協調し市町や事業者への支援を行うとともに、地域の実情に応じた具体的な取組が進むよう、市町の地域公共交通会議などで検討を進めます。幹線バスについて、「特に利用状況が悪く、存続に向けた取組が必要」とされたバス路線の利用促進に取り組みます。鉄道について、県内の地域鉄道等の各事業者が実施する安全対策等に国や沿線市町と協調して支援します。また、県や関係市町等で出資する第三セクターの伊勢鉄道について、設備整備や厳しい経営状況を支援します。さらに、「三重県鉄道網整備促進期成同盟会」、「関西本線整備・利用促進連盟」、「JR名松線沿線地域活性化協議会」などにおける利用促進活動に取り組みます。

- ⑦車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、福祉分野等と連携した取組や次世代モビリティ等を活用した取組などを市町、事業者等と進めるとともに、これらの取組を核としながら、円滑な移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図ります。
- ⑧中部国際空港について、早期の二本目滑走路の整備による24時間完全運用の実現に向け、空港会社や東海三県一市の自治体および経済団体と意見調整を進めるほか、「中部国際空港利用促進協議会」と連携して、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた将来の需要拡大や利用促進に取り組みます。また、海上アクセスについて、「海上アクセス利用促進調整会議」や「中部国際空港利用促進協議会」等を通じ、関係自治体、運航事業者、バス会社等と連携して、利便性の向上や利用回帰に取り組みます。
- ⑨リニア中央新幹線について、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、令和3年度臨時総会で亀山市から提案された県内駅候補地案をふまえて、市町および経済団体と連携を密に県内駅候補地の検討を進めるとともに、ルート・駅位置の早期確定につながる円滑な環境アセスメントの実施に向け、JR東海との意見交換を積極的に行い、事前準備に取り組みます。また、「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」および「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」の2つの枠組みにおいて、全線開業の実現に向けた取組を進めます。さらに、三重県全体にリニア効果が波及する県内駅候補地を検討するために、全線開業による経済波及効果の測定調査を行うとともに、調査結果をふまえて開業効果を発信します。加えて、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、効果的な啓発を積極的に行い、気運醸成を図ります。
- ⑩住民に最も身近な自治体である市町と県との連携を強化して、地域における課題の解決や、持続可能な地域づくりを推進します。
- ⑪持続可能な地域づくりにも寄与する移住という視点から、県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流の促進や、受け入れ態勢の充実を図ります。
- ⑫大阪・関西万博やリニア中央新幹線等により注目される「関西圏・中京圏」の人や仕事の流れを取り込むための情報発信等の充実、「転職なき移住」という新たな動きに対するアプローチとして企業へ働きかけるなど、戦略的・集中的に取り組めます。
- ⑬「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、HP等での情報発信を行います。地方移住に向けた人の流れや関心の高まりを、三重への移住につなげられるよう、対面での相談対応等も重視しながら、オンラインを積極的に活用したハイブリッドでの事業実施など、相談会等のさらなる充実を図ります。また、移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながる仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」の取組を、市町や「三重暮らし応援コンシェルジュ」と連携しながら進めます。
- ⑭市町の担当者会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有することで、市町の取組を支援します。また、東京23区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き市町と連携し実施します。

⑮市町が行政事務を適正かつ的確に処理するとともに、安定的な財政運営が行われ、地域の活性化につながるよう、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度の運用のみならず、第2期地方版総合戦略や公営企業の経営改革等の着実な推進について、市町に対する助言や情報提供を行います。

(2) 国体・全国障害者スポーツ大会局

①三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて積み上げたレガシーの活用によるスポーツの振興や地域の活性化をめざして、大規模大会の誘致・開催や、競技種目を根付かせるための普及イベント開催、人材育成などについて、市町や競技団体とともに取り組みます。

②運動・スポーツ実施率の向上に向けて、引き続き、実施率の低いターゲット層を重点的に、運動の日常化などについて啓発するとともに、「みえスポーツフェスティバル」等の地域スポーツイベントなど、スポーツに親しむ機会の拡充を図ります。また、総合型地域スポーツクラブの質的充実が図られるよう、取組を進めるほか、第3次三重県スポーツ推進計画の策定に取り組みます。

③選手や指導者、競技団体の皆さんが、国体で発揮できなかった努力の成果を栃木国体で十分に発揮し、天皇杯順位10位以内を獲得できるよう、成年・少年選手の強化などに取り組むとともに、その後も安定的な競技力が維持されるよう、将来の競技スポーツを支えるジュニア・少年選手の発掘・育成や指導者の養成を行い、次代を担う選手が生み出されるよう取り組みます。また、障がい者アスリートの育成・強化に取り組みます。

④県営スポーツ施設について、両大会に向けて整備してきた施設の機能を維持しながら、利用者が安全・安心に利用できる環境を提供するため、老朽化設備等への必要な改修・修繕を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数を回復し、スポーツに親しむ機会の充実を図るため、指定管理者とより一層連携して感染防止対策や各種事業・サービスの充実に努めます。

(3) 南部地域活性化局

①南部地域各市町の効果的な取組を促進するため、南部地域13市町や有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、情報共有や課題の解決に向けた検討を行い、南部地域活性化基金等により市町の取組を支援していきます。

②県内の学校が実施する南部地域を目的地とする教育旅行を支援することにより、南部地域が大きく注目・認識され、地域の魅力が見直されています。こうした気運を将来の若者人口の流出抑制、ふるさと三重へのUターン意識の涵養につなげていきます。また、南部地域の豊かな自然と歴史文化の魅力によって教育旅行の需要喚起を図り、地域経済に直接的な需要を創出するとともに、若い子どもたちの「活気」による「賑わい」を創出していきます。

③過疎・高齢化によって地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力維持が課題となっていることから、地域おこし協力隊のネットワーク化を一段と進め、人材育成やサポート体制を充実させることにより、任期終了後の定住・定着を促進するとともに、市町と連携して関係人口の取組（度会県）を進めます。

- ④過疎地域等の条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援します。
- ⑤離島と本土、離島間を結ぶ唯一の交通機関である離島航路について、市が実施する老朽化船舶の代替船建造に対して支援を行い、航路の維持・改善、島民の生活基盤の安定、島外との交流促進につなげます。
- ⑥持続可能な地域社会づくりに向けた基盤を整えるため、地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社と連携しながら、東紀州地域の観光振興、産業振興等の取組を促進します。
- ⑦地域の伝統文化の担い手づくりに向けて、次世代を担う子どもや若者に、東紀州地域の生活の中に息づく価値や魅力を伝え、地域への誇りと愛着心を育む取組を進めます。また、東紀州地域で多様な分野で活躍する企業人、団体等のメンバー同士や個人が互いの情報を交換し、交流するネットワーク作りの機会を提供します。
- ⑧国内外に向けて、熊野古道をはじめとする東紀州地域ならではの魅力の発信に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた来訪者の受入環境整備や、県内や近隣県からの集客に向けた取組を進めます。
- ⑨来訪者にさまざまな楽しみや学びを提供しつつ古道歩きが具体的に思い描けるコンテンツの活用など、来訪者の不安軽減と一層の満足度向上に向けた取組を進めます。
- ⑩地域製品のブランド力強化や販路拡大など、地域経済の活性化につながる取組を支援するとともに、観光関連産業が地域をけん引する産業となることをめざし、観光の産業化に向けて取り組みます。

8 農林水産部

現状と課題

- ①頻発・激甚化する豪雨や大規模地震等の自然災害に伴い、農業用ため池における堤体の決壊や、老朽化が進んでいる排水機場の機能低下などから、農村に被害を及ぼすおそれがあります。安全で安心な農村の暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策をより一層推進することが必要です。
- ②令和2年7月豪雨をはじめ、台風や集中豪雨による山地災害が多発する中、災害に強い森林づくりに向けた取組を着実に進めていくことが必要です。
- ③南海トラフ地震発生の緊迫度が増すとともに、大型化する台風や豪雨などによる自然災害が頻発・激甚化する中、多くの漁港施設や漁港海岸保全施設が築後50年を経過し、老朽化が進んでいることから、防災・減災に向けた施設の機能強化を進める必要があります。
- ④これまで、大都市圏のホテル・レストランへの県産食材のプロモーションや、県内量販店等と連携した地産地消の推進に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を受けている生産者も多くいることから、さらなる県産農林水産物の情報発信や販路拡大に取り組む必要があります。
- ⑤米については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等により消費量が減少し、需要に比べ供給過多となっているため、全国で、民間在庫量の拡大や米価の下落が生じています。こうした中、県内市場では、在庫量が拡大している県外産地の米が流入し、県内産との販売競争が激化している状況から、県産米の消費拡大と販売強化に取り組む必要があります。
- ⑥農業では、生産安定や品質の向上、作業の省力化に向け、スマート農業技術の現地実証に取り組んでおり、引き続き、若者等の参入拡大に向け、スマート農業技術の導入を進める必要があります。林業では、他産業に比べ高い労働災害発生率や、林業先進国と比較して低位な生産性などの課題を抱えており、林業のスマート化をさらに進め、効率的で持続可能な林業を実現していくことが必要です。水産業では、小規模経営体が多く漁業生産量や就業者数が減少する中、スマート化の導入による生産性の向上や労働環境の改善を図り、漁業就業者にとって魅力ある働く場を創出する必要があります。
- ⑦茶については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響も加わり、消費量の減少などから、販売価格は低迷し、生産者の経営は厳しい状況となっています。このため、令和3年度に策定する「伊勢茶振興計画」では、生産者の「所得向上」と伊勢茶の「消費拡大」に向けた取組を両輪で展開していくこととしており、茶業関係者等と連携した実効性の高い取組が必要となっています。

- ⑧環境に配慮した生産方式の導入に向け、産地における地力の維持増進とともに、IPM（総合的病害虫管理）や有機農業などの取組拡大を図っています。今後は、国が展開する「みどりの食料システム戦略」に対応し、有機農業の実践や有機JASの認証取得などが進む環境を整備する必要があります。
- ⑨雇用力のある農業法人の拡大に向け、農業大学校に設置した「みえ農業版MBA養成塾」において、講義等の座学と農業経営体における雇用型インターンシップによる実習を組み合わせたカリキュラムを通じて、農業法人を立ち上げる経営者など農業ビジネス人材の育成に取り組んでいます。今後も、こうした人材を効果的に育成するため、カリキュラムやインターンシップ先の充実を図る必要があります。
- ⑩農林水産業における障がい者の就労の促進に向け、農林水産事業者や福祉事業所からの相談等に対応するワンストップ窓口の設置や農業の現場で障がい者への指導にあたる専門人材の育成等に取り組んでいるところです。今後は、林業や水産業の現場への障がい者の施設外就労を拡大するとともに、作業に従事する障がい者の体調管理や現場環境の改善、生産された農産物の効率的な出荷・運送体制の整備が必要です。
- ⑪畜産業では、飼料価格の高騰や和牛子牛価格の高止まりなど厳しい経営環境が続いています。こうした中、畜産経営の競争力強化を図るため、畜産事業者を核に、耕種農家や飼料販売事業者などが連携し、畜産の低コスト化や省力化、高付加価値化などを図る必要があります。
- ⑫豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、県内畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底や防疫対策を推進しています。今後も、こうした家畜伝染病の防止に向け、農場の防疫体制の強化を図る必要があります。また、特に、養豚農場における豚熱の発生防止に向け、野生イノシシの捕獲を強化する必要があります。
- ⑬効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き、営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。
- ⑭「三重の木づかい条例」が施行され、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現のため、建築物のみならず、日常生活や事業活動など幅広い場面で木材利用を推進していくことが必要です。
- ⑮「森林経営管理制度」の創設から3年が経過し、制度に基づく取組が定着しつつある一方で、市町ごとに抱える課題が多様化してきていることから、さらにきめ細かな支援が必要です。
- ⑯森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向けて、子どもから大人までを対象として体系的に森林教育を進めていくことが必要です。

- ⑰「みえ森林・林業アカデミー」の開講から3年が経過し、よりニーズにあった人材育成を行っていくためには、講座のさらなるブラッシュアップを図るとともに、スマート林業にも対応できる充実した教育環境を整えていく必要があります。
- ⑱本県海面養殖業は漁業算出額の約4割を占める重要な産業であり、気候変動に伴う高水温化や餌不足など漁場環境の変化により収穫量が減少し、事業継続が厳しくなっていることから、気候変動に適応した養殖技術を確立する必要があります。
- ⑲海女就業者数やその主な漁獲物であるアワビの漁獲量が減少する中、アワビ資源の回復やその餌場である藻場の維持を図るとともに、持続可能な海女漁業の魅力発信に取り組む必要があります。
- ⑳漁業就業者の減少や高齢化が進行する中、新たな担い手の確保が急務となっています。このため、都市部の若者等を本県水産業へ呼び込むための仕組みづくりとともに、就業の受け皿となる法人経営体の育成を図る必要があります。
- ㉑高齢農家や兼業農家など小規模な家族農業の収入確保に向け、米の生産の安定化と品質の向上を図るため、ドローンを活用した肥料の散布などスマート農業技術による栽培実証に取り組んでいます。今後も、小規模な家族農業が収入確保によって継続するよう、低コスト化や省力化などを実現するスマート農業技術の確立と普及を図る必要があります。
- ㉒家族農業の継続に向け、農繁期などにおいて労働力が不足する農家と地域に存在する兼業や副業を志向する人材（ワンデイワーカー）をマッチングする仕組みを、アプリを活用して構築するため、現在、農家における不足している労働力や副業・兼業を認める企業等における就労希望人材の実態調査等に取り組んでいます。今後も、家族農業における労働力不足を補うため、ワンデイワーカーを活用する仕組みづくりを早急に進める必要があります。
- ㉓野生鳥獣による農林水産業被害は着実に減少していますが、依然として被害軽減が実感されていない集落があることや、列車等との衝突事故など生活被害も発生していることから、さらなる獣害対策の推進が求められています。また、みえジビエの消費拡大に向け、引き続き、情報発信や販路拡大の取組を進めるとともに、みえジビエの安全性や品質の確保に努める必要があります。
- ㉔リモートワークやオンライン教育の普及により、若者を中心に地方への関心が高まっていることから、この地方回帰の流れを好機と捉え、人口減少や高齢化が著しい農山漁村地域の関係人口の増加、ひいては地域活性化につなげていく必要があります。
- ㉕人口減少や高齢化に伴う集落機能の低下により、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承などに支障が生じていることから、これらの大切な財産である農山漁村の多面的機能を維持・発揮していくための取組が必要です。

⑯生物多様性や豊かな自然環境の保全に向けて、「第3期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、地域と連携した取組を進めていくことが必要です。また、自然やアウトドアへの関心が高まる中、国立・国定公園への誘客の拡大に取り組んでいくことが必要です。

⑰内水面地域は、水産物の供給や多面的機能の発揮など重要な役割を果たしているものの、カワウ等の食害や河川環境の悪化等による水産資源の減少や、遊漁者の減少などの課題に直面しています。このため、内水面水産資源や漁場環境の保全、食害生物の駆除、遊漁者確保などの取組支援を通じて、内水面地域の活性化を図る必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

①安全・安心な農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化に取り組みます。

②災害に強い森林づくりに向け、土砂災害の防止を図る治山施設を整備するとともに、公益的機能が低下した保安林の整備を進めます。また、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出を進めます。

③災害に強い水産基盤の整備に向け、漁港施設、漁港海岸保全施設の地震や津波、高潮への対策および施設の老朽化対策を計画的に進めます。

④県産農林水産物の売り込みに向け、飲食業や宿泊業、卸売・小売業に加え、交通関連事業者など、ターゲットに応じたさまざまなチャンネルを活用し、県内外への効果的な情報発信や販路拡大に取り組みます。

⑤県産米の消費拡大に向け、県産米を愛用していただいている県内の外食事業者や宿泊事業者を通じて、それぞれの顧客に対する県産米のPRを促進するとともに、需要が高まってきているパックご飯について、県産米の活用に向けた取組を推進します。

⑥農林水産業の生産性と働く場としての魅力の向上を図るため、試験研究機関と普及組織を中心に、産学官が連携し、スマート農林水産技術の現場実装に取り組めます。

⑦令和3年度に策定予定の「伊勢茶振興計画」に基づき、伊勢茶の認知度向上と消費拡大を図るため、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の展開に加え、民間事業者による伊勢茶の新たな商品やサービスの開発、伊勢茶の歴史・文化を活用した食育活動を促進します。また、伊勢茶産地の振興に向け、地域の実情に応じた課題解決のためのプロジェクト活動を推進します。

⑧国が進める「みどりの食料システム戦略」に対応し、有機農業など環境にやさしい持続的な営農活動を促進するとともに、それらを推進する人材の育成・確保に取り組めます。

- ⑨次代の農業を担う人材の確保に向け、「みえ農業版MBA養成塾」において、産学官連携による人材育成プログラムを実施し、農業ビジネス人材の育成を図ります。
- ⑩障がい者の施設外就労を拡大するため、農林水産事業者と福祉事業所のマッチング活動を支援するほか、特に、林業・水産業の分野において、コーディネート人材を育成するとともに、農福連携の生産性の向上に向け、生産された農産物の集出荷体制の構築やスマート技術の導入による職場環境の改善に取り組みます。
- ⑪畜産経営の競争力強化を図るため、生産性向上に必要な畜産施設の整備を支援することで、高収益型畜産連携体の育成につなげます。
- ⑫豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生とまん延の防止に向け、生産者に対する飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図るとともに、防疫対策の推進に取り組みます。また、豚熱の感染源の一つである野生イノシシの生息密度の低減を図るため、県が主体となった捕獲を実施します。
- ⑬営農の高度化、効率化を図るため、スマート農業に適したほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の農業生産基盤の整備を計画的に進めます。
- ⑭令和3年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れていくため、「身のまわりの生活用品」の新製品の募集や、子どもたちなどからの夢のある木製品のアイデア募集に取り組みます。
- ⑮適切な森林管理の促進に向け、「森林経営管理制度」による市町が主体となった森林整備が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」の体制をさらに充実して市町への支援に取り組みます。
- ⑯みえ森林教育ビジョンの実現に向け、小学生向け森林教育プログラムの作成や自然環境キャンプの指導者養成、各種講座やシンポジウムの開催に取り組みます。また、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者の育成を行います。
- ⑰「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした専門的な知識や実践的な技術が学べる講座を運営するとともに、講座運営の拠点となる新校舎の整備を進め、次代を担う林業の人材育成につなげます。

- ⑱気候変動に適応する強靱な養殖業を実現するため、真珠養殖では官民が連携してアコヤガイの高水温耐性種苗の生産、カキ養殖では高水温化に適応する養殖技術の開発、魚類養殖では免疫機能を高める新たな飼料の開発、藻類養殖では青ノリの天然の種を確実に網に付ける技術の開発に取り組みます。
- ⑲海女漁業の振興に向け、海女による藻場管理の仕組みづくりやアワビ種苗生産、海女漁業の魅力発信に取り組みます。
- ⑳既存の漁師塾を補完するオンライン漁師育成機関を運営し、都市部の若者など漁業就業希望者の円滑な着業・定着を支援するとともに、法人化等に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。
- ㉑県産米の生産安定と品質向上に向け、小規模な家族農業が実践できる栽培技術体系を確立するため、スマート技術を取り入れた栽培実証に取り組みます。
- ㉒農繁期に労働力の不足する小規模な家族農業と短期間でも農作業に従事可能な人材をマッチングする、求人アプリを活用した労働力確保に向けた仕組みづくりに取り組みます。
- ㉓野生鳥獣による農林水産業被害のさらなる減少に向けて、被害対策や生息管理、体制づくりを進めるとともに、県が主体となった捕獲を実施します。また、高品質で安全・安心なみえジビエの普及拡大に取り組みます。
- ㉔農山漁村における関係人口の拡大や地域経済の活性化につなげるため、農山漁村地域を応援する若者と農山漁村地域をつなぐ新たな仕組みづくりに産学官が連携して取り組みます。
- ㉕農業・農村の持つ多面的機能を発揮させるため、若い世代や女性などの多様な人材や企業等さまざまな主体が参画する地域資源の維持・保全活動に取り組む体制づくりを進めます。
- ㉖生物多様性や豊かな自然環境を守るため、三重県レッドリストの改定を進めるなど、希少野生動植物、里地・里山・里海の保全活動を進めます。また、自然公園やユネスコエコパーク、三重県自然環境保全地域の適正な保全と活用に取り組むとともに、老朽化や災害で修繕が必要な公園施設などの整備を進めます。
- ㉗内水面地域の活性化を図るため、稚アユの放流など資源増殖の取組を支援するとともに、遊漁券のオンライン販売、子ども等への河川環境教育や河川に親しむ機会の提供等、遊漁者確保に向けた積極的な取組を支援します。また、ドローンを活用した少労力かつ効率的なカワウ被害軽減対策を支援していきます。

9 雇用経済部

現状と課題

(1) 雇用経済部

- ①中小企業・小規模企業は県内企業の99.8%を占め、地域経済を支える役割を担っています。一方、中小企業・小規模企業においては、後継者の不在や自然災害や感染拡大への備え、経営力向上など様々な課題を抱えています。中小企業・小規模企業が事業を継続し、雇用を維持するためには、事業承継の早めの準備や事業継続計画（BCP）の策定、経営力向上を図るためのDXの推進等が必要です。
- ②コロナ禍による生活様式やサプライチェーンの変化により、中小企業・小規模企業は自社のビジネスモデルの見直しを迫られており、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた生産性向上や業態転換に向けた取組への支援が必要です。また、県内経済の再生に向けて、県内で安心して飲食できる機会を提供する飲食店第三者認証制度への的確な対応が求められています。さらに、多くの事業者は、感染防止対策を進めつつ事業活動に取り組んでおり、その両立に向けた一層の支援が必要です。
- ③新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受けた中小企業・小規模企業においては、事業継続に向けた手厚い資金繰り支援や、再成長に向けた取組に必要な資金の円滑な調達を支援する必要があります。また、事業者が、借入を順調に返済できるよう経営改善の取組を支援するとともに、地域の核となる中小企業が経営体力の回復を図るため、脆弱化した財務基盤の強化に向けた資本支援が必要です。
- ④コロナ禍において、外出自粛やテレワークの増加など、消費者を取り巻く社会環境や日常生活が大きく変化し、自宅等での質の高い生活につながる商品やサービスの需要が高まっています。こうした消費者ニーズの変化等に対応した商品・サービスを創出するための支援を行うとともに、新たに生み出した商品等を効果的かつ効率的に情報発信し、販路を開拓していく必要があります。また、輸出に関して、食品の安全性を確保するためのHACCP等による衛生・品質管理が求められていることから、輸出先国からのニーズに対応した管理基準を満たすための施設整備等を行っていく必要があります。
- ⑤デジタル化の進展やカーボンニュートラル実現に向けた取組が加速する中、県内企業においては、省電力・脱炭素、DXに関する取組が十分に進んでいない状況です。そのため、県内経済を牽引するものづくり企業が早急にデジタル化を活用したカーボンニュートラル実現に取り組むことで、競争力強化を図り、地域経済の持続的発展につなげていく必要があります。また、脱炭素社会の実現には再生可能エネルギーの最大限の導入が求められるものの、その普及促進には地域の理解・協力が必要不可欠であるとともに、再生可能エネルギーによる地域経済活性化や産業振興を図るためには、産学官連携による多様な主体の協力が求められています。
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響で海外との人的往来に制約があるなど、県内企業の海外ビジネスは未だ困難な状況にあります。一方、世界でワクチン接種が進み、今後、海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、県内企業の海外ビジネス展開を支援していく必要があります。

- ⑦新型コロナウイルス感染症の影響による海外渡航制限のため、留学や国際交流の機会が大きく減少し、グローバル人材育成の貴重な機会が失われています。コロナ禍の収束が見通せない中、県として積極的に国際交流や国際的な視野を養成する機会を提供していく必要があります。
- ⑧新型コロナウイルス感染症への対応や社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、首都圏、関西圏、中部圏及び海外において、三重県の認知度の向上や県産品の販路拡大、観光客の増加に向けた戦略的な営業活動を行う必要があります。また、全国的にテレワークの普及が進む中、コロナ後を見据え、サステナブルで新しい働き方やライフスタイルへの変革に向けた取組として、ワーケーションを部局横断的に連携して推進していく必要があります。
- ⑨伝統産業・地場産業では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、ライフスタイルや消費行動が大きく変化する中、新たな魅力の発信や販路拡大につなげるため、事業者の多様な連携による商品開発など新たな魅力や価値を創出する取組を支援するとともに、オンライン等を活用した多様な手法による情報発信、販路開拓等の取組を進める必要があります。
- ⑩企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設などの高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進しています。一方、県内の既存工業団地等の分譲可能用地の減少、北勢地域の高速道路等の整備による産業用地ニーズの増大により、今後の産業用地の確保が喫緊の課題となっています。
- ⑪四日市港においては、コンテナ貨物量の増加や船舶の大型化、サプライチェーンの強靱化に対応するため、港湾機能の強化が必要です。また、港湾・海岸施設の多くは供用から50年以上が経過しており、老朽化対策が課題となっています。さらに、国際物流や産業の拠点となる港湾において脱炭素化が求められるなか、臨海部企業が競争力を維持した上で脱炭素化を推進していくため、カーボンニュートラルポートの形成に向けて取り組む必要があります。
- ⑫本県の令和3年10月の有効求人倍率は1.28倍と、令和2年8月の1.02倍から緩やかに改善しているところですが、業況の回復に時間を要する業界もあり、今後も雇用状況は予断を許さない状況です。また、若者の県外流出が大きな課題となっており、県外の大学に進学した学生を就職時に県内へ呼び戻す取組が必要です。加えて、若者や、不安定な就労状態にある就職氷河期世代等が安定して就労できるよう、ワンストップでの就労支援サービスの提供や、雇用のセーフティネットとしての職業訓練を実施することが必要です。
- ⑬ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方として、引き続きテレワークなど多様で柔軟な働き方が選択できる就労形態の導入促進に取り組み、企業の生産性向上や人材確保・定着支援につなげていく必要があります。また、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが自らの能力・スキルを発揮することにより、地域の中で活躍し、安心して働き続けられる職場環境づくりを関係機関と連携して取り組むことが必要です。

(2) 観光局

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により多大な打撃を受けた県内観光関連産業の早期再生のため、感染防止対策を徹底のうえ、県内への誘客や周遊を促進するための事業に取り組んでおり、引き続き、観光需要を喚起していく必要があります。また、観光消費額の増加に向け、観光地域づくりを行う団体への支援など、観光の産業化を推進していく必要があります。
- ②旅の目的地として国内外から選ばれる三重の観光の実現に向けて、観光DXの取組を推進し、観光客の多様なニーズを的確にとらえるためのデジタルマーケティングの仕組みを確立するとともに、三重の美しい自然や食、地域の文化・歴史など、三重県ならではの魅力を多くの方々へのニーズにあわせて効果的に伝えるためのプロモーションに取り組んでいく必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大が県内観光関連産業に多大な影響を与えており、アフターコロナに向けて、地域全体の観光消費を拡大し、地域の稼ぐ力を向上させるために、三重県ならではの資源を生かした観光地の魅力向上や、快適な受入環境の整備など県内各地域での滞在時間の長期化を図っていく必要があります。
- ④海外における新型コロナウイルス感染症や国際航空便の運航状況等を注視しつつ、アフターコロナにおける外国人旅行者のニーズの変化に対応し、三重県の認知の向上を図るとともに、実際の来訪につなげるための取組を促進する必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 雇用経済部

- ①中小企業・小規模企業が継続的に発展できるよう、引き続き、経営力向上に向けた取組を商工団体と連携し、伴走型の支援を行います。特に、休廃業の増加を抑えるための事業承継や、感染症を含む次の災害に備える事業継続計画（BCP）策定、サービス産業における生産性向上を実現するためのDXの推進に取り組みます。
- ②コロナ禍による生活様式や経営環境の大きな変化に対応するため、中小企業・小規模企業が行う生産性向上や業態転換の取組を支援します。また、県内経済の再生につなげるため、「みえ安心おもてなし施設認証制度（通称：あんしんみえリア）」の利用を促進するとともに、新型コロナウイルスの感染防止対策と経済活動の両立を図る地域ぐるみの取組について、アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。
- ③中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないように、引き続き切れ目のない資金繰り支援を行うとともに、事業者が新型コロナウイルス感染症の影響やDX・脱炭素化等の新たな経営課題を克服し、再成長に向けて取り組む設備投資に対して資金面から支援を行います。また、「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している事業者が順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう、金融機関、商工団体など関係機関と連携して支援するとともに、地域経済の核となる企業の財務基盤を強化するため、官民一体となったプラットフォームによる資本力強化や経営改善の支援を行います。

- ④「みえの食」のイメージを向上させ、新たな市場を獲得するため、クリエイティブ人材等との多様な連携を推進し、洗練されたサービスや新商品の開発等を支援します。また、国内外のバイヤーを招聘した商談会の開催、地域商社の既存商流の活用など、県産品の販路開拓に取り組みます。さらに、海外への販路拡大に取り組む事業者等に対して、輸出先国のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、施設の改修、機器の導入等を支援します。
- ⑤「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを具現化する取組の一つとして、より効率的・効果的にCO₂を削減していくとともに生産性向上による事業継続力や競争力を高めていくため、デジタル化を推進し、県内ものづくり企業が電化への対応、新たな領域への挑戦、業態転換、事業再構築、多角化等に前向きに取り組めるよう、積極的に支援を行い、新たな産業や雇用を生み出すグリーン成長につなげていきます。また、地方における脱炭素社会の実現や地域内経済循環による地域活性化を図るため、地域のエネルギーを活用した再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ⑥海外販路開拓やデジタルを活用した商取引などの県内中小企業の海外ビジネス展開を、これまで構築してきた海外政府・自治体等とのネットワークを生かして支援します。また、県産品等のセールスを行うため、海外ミッションを実施します。
- ⑦若者に対して交流や学びの機会を積極的に提供することにより、グローバル人材の育成を推進します。また、各国大使館及び国際関係機関との関係の維持強化や、姉妹・友好提携先との関係強化を図るとともに、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークの構成道県との連携により太平洋島しょ国との交流を推進します。
- ⑧三重県営業本部では、三重県の認知度の向上や県産品の販路拡大、観光誘客を促進するため、市町、関係団体等と連携し、首都圏、関西圏、中部圏及び海外において戦略的かつ効果的なプロモーションを展開するとともに、三重県として独自性のある“みえモデル”ワーケーションを推進します。また、首都圏営業拠点「三重テラス」においては、三重の魅力情報の発信、三重ファンと連携した取組を行うほか、ICTを活用したイベント開催や県産品の販売、安心・安全の消費者ニーズに対応した店づくりを引き続き進めます。
- ⑨伝統産業・地場産業では、現代のライフスタイルや消費者ニーズに対応できるよう、伝統産業事業者や食関連事業者など異業種との多様な連携を促進し、付加価値の高い商品開発、情報発信、販路開拓の取組を支援します。
- ⑩地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るため、企業投資促進制度を活用し、県内への投資を促進するとともに、企業の操業環境の向上を図るため、規制の合理化及び法手続きの迅速化に向けた検討を行うほか、特に不足が見込まれる北勢地域の工業団地整備に向けた調査を行います。
- ⑪四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)の整備促進をはじめ、四日市港管理組合が行う港湾・海岸施設の防災・減災対策、老朽化対策などの機能強化の取組や、港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向けた計画策定等の取組を支援します。

⑫若者等の県内企業への就職を促進するため、関係機関と連携しながら、「おしごと広場みえ」において総合的な就労支援サービスを提供するとともに、県内企業の魅力を発信し、Uターン就職を促進するなど、相談から就職に至る切れ目ない支援に取り組みます。また、県内産業の担い手となる人材を育成するため、津高等技術学校において、求職、求人側双方のニーズに応じた職業訓練を実施します。

⑬働く意欲のある全ての人々が働き続けられるよう、柔軟な就労形態やテレワーク等の新しい働き方の導入など、企業における働き方改革を関係機関と連携しながら推進します。また、女性や高齢者、障がい者、外国人等が意欲や能力を十分発揮し、いきいきと就労できるよう、希望に応じた職場体験機会や就労機会の提供、就労継続支援等に取り組むとともに、企業側における働きやすい職場環境づくりを促進します。

(2) 観光局

①官民一体の組織である「みえ観光の産業化推進委員会」において、観光の産業化と持続可能な観光地域づくりの推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた県内観光関連産業を支援するため、観光需要を喚起する取組を実施します。

②三重ならではの魅力を発信し、誘客や県内観光地での周遊を促進することで拠点滞在型観光を推進していきます。また、旅行者のニーズや動向に合わせた情報発信を行うとともに、データを活用した効果的・効率的なマーケティングを実施できるよう観光事業者や県内観光関連団体の人材育成を行い、観光分野におけるDXを推進していきます。

③市町や観光地域づくり法人など地域と連携し、観光コンテンツの創出や磨き上げを行い、新たな周遊ルートを創出するとともに、地域が実施する長期滞在を促進する受入環境の整備を一体となって推進することで、観光地の更なる魅力づくりを進めていきます。

④訪日旅行再開後の外国人旅行者の誘致を図るため、アフターコロナにおける旅行ニーズの変化を踏まえながら、SNS等オンラインを活用した情報発信やレップ（営業代理人）による現地でのセールス活動等を行うとともに、日本政府観光局（JNTO）と連携してその知見と発信力を活用したプロモーションを展開します。

10 県土整備部

現状と課題

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震等から県民の生命・財産・暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化の取組を強化していくことは喫緊の課題です。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラは、県民の安全・安心な社会経済活動の基盤でもあり、将来にわたってその役割を果たすための老朽化対策が課題となっています。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

千葉県八街市の通学児童が犠牲となった交通事故や静岡県熱海市の土石流災害など、暮らしの安全・安心を脅かす事案が全国的に発生しており、早急な対応が求められています。

また、河川等における土砂の堆積や道路の路面標示における剥離の進行、住宅・建築物の耐震対策など、県民の皆さんの暮らしに身近な課題への対応強化が必要です。

(3) デジタル化（DX）、グリーン化（GX）の推進

平常時・災害時を含めた、道路や河川等のインフラの利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするためには、これまでの人手中心の情報収集・提供の仕組みから、ICTやAIを活用した仕組みに転換することが必要です。

気候変動への適応や、緑豊かな生活を実現するためには、公共空間におけるグリーン化に積極的に取り組む必要があります。

(4) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進

新型コロナウイルス感染症の発生や拡大を経て、人々の考え方や行動に変化が生じています。コロナ時代の社会変容に対応し、インフラの新たな価値観を創造しつつ、豊かで活力のある地方創生の実現が求められています。

道路空間の再編による賑わいの創出、ワーケーションの推進に必要な公園整備、観光の復興に向けたアクセス道路の改善などを通じて、ポストコロナを見据えた地域づくりを推進していくことが必要です。

(5) 公共事業の的確な推進

県民の安全・安心を確保するため、公共事業を適正に、効率的かつ円滑に実施していますが、これを担っている地域の建設業は就業者の高齢化や若手入職者の減少等による担い手不足が課題となっています。このため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく働き方改革への対応、生産性の向上等の各種取組の推進や不当要求への対応強化が必要です。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 強靱な県土づくりの強力な推進

激甚化・頻発化する風水害や切迫する地震災害などに屈しない強靱な県土づくりを強力に推進します。

- ①「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、緊急輸送道路の土砂災害対策や橋梁耐震補強、河口部の大型水門の耐震補強など、「5年後の達成目標」を踏まえ計画的に進めます。

- ②各水系で定めた「流域治水プロジェクト」に基づき、流域治水を本格的に展開します。
- ③災害時の人流・物流の確保、早期の復旧・復興を可能にする幹線道路ネットワークのミッシングリンクの解消、4車線化などを進めます。
- ④老朽化が進行する道路、堤防、海岸などの施設について定期点検・補修を予防保全の考え方を取り入れながら、着実に進めます。
- ⑤災害時に迅速な対応が可能となるようコントロールルームの高度化や現場資機材の拡充を進めます。

(2) 暮らしに身近な課題への対応の強化

暮らしの安全・安心が実感できるよう通学路の交通安全対策など身近な課題への対応を強化します。

- ①全国で実施した通学路の合同点検結果に基づき関係者と連携しながら、交通安全対策についてスピード感をもって対応します。
- ②剥離が進行する道路の路面標示について、警察と連携しながら改善し、一定の水準の確保・定常化を進めます。
- ③地域社会を支える生活道路で車両のすれ違いが困難な未改良区間の解消を進めます。
- ④河川や砂防ダムに堆積する土砂について、緊急浚渫推進事業をフル活用して、官民連携で計画的な堆積量の削減を進めます。
- ⑤熱海市での土石流災害を踏まえ、砂防指定地等における違反行為への行政指導や、住民からの通報対応等を強化します。
- ⑥良好な住環境を実現するため、流域下水道の整備、住宅・建築物の耐震化、空き家の対策、県営住宅の改修を進めます。

(3) デジタル化(DX)、グリーン化(GX)の推進

ICTを活用したインフラマネジメントの高度化や生態系を活用した防災・減災対策などのグリーンインフラを進めます。

- ①道路のAIカメラや河川の危機管理型水位計などICT・AIを活用したモニタリング体制を拡充します。
- ②路面標示をはじめとするインフラの維持管理についてAIなどを活用した効率化を進めます。
- ③公共土木工事への県産木材の活用や道路や公園で雨水浸透柵の整備など、生態系を活用した防災・減災対策に積極的に取り組みます。
- ④道路植栽の樹形管理や地域との協働による花植え、美化活動など空間のグリーン化についてメリハリをつけながら進めます。

(4) ポストコロナを見据えた地域づくりの推進

ポストコロナにおける豊かで活力のある地域づくりを実施するため、公共空間の再編によるにぎわいの創生や公園を活用したワーケーションなどを進めます。

- ①駅周辺地域における道路空間の再編などによる賑わいの創出や、公共交通の利便性の向上を社会実験も含めて進めます。
- ②ワーケーションの推進に必要な公園整備や、新たな賑わいを創出するための Park-PFI 手法による公園整備を進めます。
- ③観光の復興に向けたアクセス道路の改善、道の駅の利活用、駐車場の整備など、地域の文化、景観にも配慮しながら積極的に取り組みます。

(5) 公共事業の的確な推進

公共事業を効率的かつ円滑に実施し、引き続き順調な執行を確保するため、「第三次三重県建設産業活性化プラン」に基づく労働環境の改善やICTの活用、担い手の確保、また、不当要求対策の強化などに取り組みます。

11 デジタル社会推進局

現状と課題

- ①デジタル社会形成基本法の施行やデジタル庁の発足など、デジタル社会形成に向けた機運が高まっています。県民の皆さんや事業者、市町がDXを自分事と捉え、行動に移してもらうためには、各主体によるDXの取組を後押しする必要があります。
- ②昨年度に実施した行政手続の押印見直しに伴い、関係部局と連携し可能なものから行政手続のオンライン化を進めていますが、県民の皆さんの利便性向上を図るためには、一層のオンライン化の促進を図る必要があります。
- ③昨年度から県庁DX推進の核となる人材の育成に取り組んでおり、今年度からは全所属でDXについての職場内研修を実施し、職員間の意識、理解の差の解消を図るとともに、意欲のある職員に対しe-ラーニングを提供するなど、知識の習得、能力の向上に取り組んでいます。県庁DXを推進していくためには、今後も核となる人材を育成するとともに、職員全体の能力向上に取り組む必要があります。
- ④県情報ネットワークや各庁内システムについては、適切な運用管理や情報セキュリティ対策の徹底等により安定運用を確保する必要があります。その一方で、県庁DXがめざす県民目線の行政サービスの創出や、テレワーク等による多様で柔軟な働き方を実現するためには、職員が日常的に業務で利用するシステム等、情報基盤の見直しに取り組む必要があります。
- ⑤各部局が保有している情報システムの最適化に向けて、企画・構築・運用に至る各工程において、支援・審査・評価を行ってきましたが、今年度からは、情報システムに加え、各部局が取り組むデジタル技術を活用したDX関連事業についても、助言・支援を行っています。今後も全庁の情報システム及びDX関連事業が適切に実施されるよう、引き続き各部局の取組を支援していく必要があります。
- ⑥市町のDXを推進するためには、新しいサービスやクラウド等を柔軟に活用することが求められています。また、令和7年度までに国が進める市町の基幹業務の標準化については、非常に多くの作業が想定されますが、情報が少ない中、市町が期限までに適切に移行できるよう対策の検討が必要です。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の働き方が変化するとともに、新たな地域課題・社会課題が発生していることから、革新的な技術やサービスを活用した新たなビジネスの創出を支援することで、多様な働く場の創出や新たな経済活性化につなげていく必要があります。
- ⑧令和元年度に策定した「空飛ぶクルマ三重県版ロードマップ」では、令和5年の物流の事業化、令和9年の乗用の事業化をマイルストーンとして設定し、空の移動革命促進に取り組んでいます。来年度に向けて法整備等が予定されていることから、ドローンや「空飛ぶクルマ」を活用した事業者に対するさらなる支援や地域受容性の向上に向けた機運醸成・環境整備を進める必要があります。

- ⑨企業におけるDX推進には、企業経営者の意識、企業内でDXを推進する人材の確保、業務担当者の知識・スキルの向上等が重要な要素である一方、社会・経済環境が変化する中であっても、DXに関する「取組を行っていない」・「概念を聞いたことがない」とする県内企業が8割以上を占めることから、企業の意識啓発を図りながら、DX人材の育成支援に取り組んでいく必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①デジタルの得意・不得意にかかわらず、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に移してもらえよう県民の皆さんや事業者、市町・県庁各部署がDXに取り組む「第一歩」を踏み出すことを応援するため、DXを牽引する専門家や企業と連携した相談支援を行います。
- ②県民の皆さんの利便性向上を図るため、オンライン化の際に手続所管所属で課題となる業務フローの見直し等の支援を行うなど、行政手続のオンライン化を推進します。
- ③県庁DX推進の核となる人材育成に取り組むほか、新規採用職員から管理監督職員までの各階層で必要となる知識等の研修を行い、職員全体の能力向上を図ることで、デジタル技術を活用した課題解決を積極的に進める組織づくりに取り組みます。
- ④県情報ネットワークや各庁内システム、職員の業務環境について、引き続き、適切な情報セキュリティ対策を実施しながら安定運用の確保に努めます。また、県庁DXの推進に向けて、業務の一層のデジタル化と県民目線の行政サービス創出のため、職員が利用する情報基盤の見直しを進めます。
- ⑤各部署が取り組むDX関連事業の助言・支援を行うとともに、情報システムの適正化を図るための審査・評価・支援を継続して行います。
- ⑥社会情勢の変化に対応し、市町のDX推進の礎となる情報基盤のあり方の検討を行います。また、国が求める情報システムの標準化への対応について、市町が適切に標準化システムへ移行できるようきめ細かな支援を行います。
- ⑦起業家がその経験をふまえて後進の支援を行い、ネットワークを拡大していく「とわかMIEスタートアップエコシステム」の構築を推進します。また、地域課題や社会課題を解決するため、革新的な技術やサービスを活用した社会実装の支援に取り組めます。
- ⑧ドローンや「空飛ぶクルマ」の活用によるさまざまな地域課題の解決や新たなビジネスの創出をめざして、実証実験の支援や地域受容性の向上に向けた取組を実施することにより、「空の移動革命」の促進・PRに取り組めます。
- ⑨社会全体のデジタル化が進められる中、県内ではDXの取組やその認知度が低く、県内企業をはじめとしたさまざまな主体において、デジタル人材の不足が生じていることから、産官学各層のデジタル人材の育成及び県内定着を支援します。

12 出納局

現状と課題

①会計事務を適正に行うため、所属からの会計相談(4,719件:10月末現在)への対応、各種研修(延べ参加人数445人:10月末現在)の実施及びeラーニング(アクセス数1,995件:10月末現在)の整備、メールマガジン「出納かわら版」の毎月配信などにより、会計事務担当職員を日常的にサポートしています。また、出納局検査において、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行うことにより法令遵守の徹底を図り、適正な会計事務の運用に努めています。引き続き、会計事務に関する職員の資質の向上と各所属のニーズに合った支援に取り組み、不適切な事務処理の防止に努めていく必要があります。また、内部統制制度、監査、出納局検査で検査等の内容が重複する部分について、総務部、監査委員事務局など関係部局と協議し、担当職員の負担軽減が図れるよう検討していく必要があります。

電子調達システム(物件等)については、会計事務担当職員が適正かつ円滑に業務を実施するために安定稼働と円滑な運用に取り組んでいます。今後、現行ブラウザのサポート終了に伴い、次期ブラウザへの変更に対応するためにシステム改修を実施していく必要があります。

②県債管理基金の運用については、令和2年度から始まった市場公募債の償還に対応するため、流動性の確保を優先した、短期・中期の債券運用に取り組んでいます。歳計現金については、資金の動向を見極めながら運用益の確保に努めています。今後も基金及び歳計現金の資金管理を適正に行うとともに、運用益の確保に向けて不断の検討を進めます。

県民の公金納付方法の利便性を向上させるため、収納方法の多様化として、今年度から税外収入の一部(使用料、手数料など)で、キャッシュレス収納等(コンビニ・スマホ収納)を導入しました(収納実績約3,600件・約5,200万円:10月末現在)。今後も更なる納付者の利便性の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

また、会計事務職員が業務を適正かつ円滑に実施するため、財務会計システムの安定的な稼働と円滑な運用に取り組んでいます。今後、現行システムの運用期間が令和6年度中に満了することから、円滑に機器更新するために検討を進める必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

①会計事務担当職員が適正に事務を行えるよう、業務に関する相談など日常的なサポートを行います。会計事務に対するさまざまな知識の習得およびコンプライアンスの徹底を図るため、各種研修や事前・事後の検査を実施し、担当職員の能力向上を支援します。また、公平・公正で透明性の高い入札・契約制度を確保するため、国の会計制度や社会情勢の変化などをふまえて、会計規則等を見直し、適正な財務会計制度の運用を行います。電子調達システム(物件等)については、会計事務を行う所属が正確かつ適正に業務を遂行できるよう、安定稼働と円滑な運用に取り組めます。

②公金を適正に管理するとともに、支払資金の安定的な確保や資金の安全かつ効率的な運用を行います。また、財務会計システムの安定稼働に取り組む、会計事務担当職員を支援するとともに、公金を適正に執行します。さらに、県民の皆さんの利便性を向上させるため、県歳入金の収納において、本年4月に導入したキャッシュレス決済等を拡充するなど、今後も収納方法の多様化に向けた検討を進めます。

13 警察本部

現状と課題

- ①交通安全施設等の老朽化が課題となっています。更新が不十分な状態では、信号機の誤作動や道路標識が腐食して倒壊するおそれがあるほか、道路標識が剥離して視認性が低下するなど、交通規制を担保することもできず、道路利用者の安全を確保することができません。このような状況を踏まえ、交通安全施設等の計画的な更新整備を行う必要があります。
- ②大台警察署は、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等の災害発生時、南部地域の災害活動拠点として、警察活動を迅速かつ確に展開できるよう建て替えを進める必要があります。また、尾鷲警察署は、外壁のひび割れが多数存在し、屋上防水機能が低下するなど、老朽化が著しく、大規模改修により長寿命化を図る必要があります。これらの築年数が経過した警察施設は、バリアフリーが十分には確保されていないなど、あらゆる来庁者にとって利用しやすい状況となっていないことから、来庁者に配慮した施設の整備にも取り組む必要があります。
- ③犯罪が悪質化・巧妙化し、その早期検挙が重要となる中、裁判員裁判制度が導入されるなど、犯罪の立証において客観証拠の重要性が高まり、科学捜査力の充実、鑑定の高度化・効率化が求められています。現在、本部庁舎内にある科学捜査研究所の作業スペースは極めて狭く、狭隘化が過度に進んでいることから、独立庁舎を整備する必要があります。
- ④110番通報を適切に受理し、パトカー等を現場へ急行させるための通信指令システムが、令和4年度中にリース契約期間満了となるため、システムの更新整備を行う必要があります。
- ⑤78か所の交番・駐在所が耐用年数を超過しており、建替整備を進めて地域住民の利便性の向上や施設のセキュリティの強化を図るほか、パトカーが配備されていない31か所の駐在所の機動力を確保するなど、警察活動を支える基盤の整備に取り組む必要があります。
- ⑥サイバー空間の脅威に対処するため、最新の技術・サービスを悪用したサイバー犯罪の取締りを強化するほか、サイバー犯罪に関する相談が後を絶たないことから、被害防止対策を推進するなど、サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑦災害等発生時の初動対応に際して、事態の把握・被災者の有無等を確認するために必要な情報を集約する機能が脆弱な状況にあります。この課題に対処し、的確な現場指揮機能を確保するため、移動指揮車及び高機能のドローンを整備する必要があります。
- ⑧社会のデジタル化に向けた機運が急速に高まる中、警察の業務を高度化、効率化するためのシステム開発を行う人材が不足し、開発環境も不十分な状況にあります。このため、警察のデジタル化基盤の強化に向けて、システム開発を行う人材の育成と開発環境の整備を行う必要があります。

⑨刑法犯認知件数は減少を続けている一方で、子どもや女性、高齢者等が被害に遭う犯罪は後を絶たず、通学路等における子どもの安全確保、高齢者が特殊詐欺被害に遭わないための取組が求められています。県民の皆さんが安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、ボランティア団体などさまざまな主体と連携・協働して犯罪防止に向けた取組を推進する必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①歩行者の安全を確保するため、歩行者支援システムの整備、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替え、老朽化した信号制御機の更新を行うなど交通安全施設等の適正な管理に取り組むとともに、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しにも取り組みます。
- ②災害等有事の際の即応体制、災害活動拠点としての機能に配慮しつつ、人口減少・高齢化社会に適応した大台警察署の整備に取り組みます。また、老朽化した尾鷲警察署を大規模改修して長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、来庁者が利用しやすい施設の整備に取り組みます。
- ③DNA型の鑑定や解析を緻密かつ効率的に実施できるよう科学捜査研究所の独立庁舎整備を進めるほか、犯罪を早期に検挙するために必要な捜査資機材を整備し、重要犯罪を始め、県民の皆さんに不安を与える各種犯罪の徹底検挙を図ります。
- ④さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するため、既存の通信指令システムの更新整備にあわせて機能強化を図ります。
- ⑤老朽化した交番・駐在所の建て替え、人口増加が著しい朝日町への交番の新設、パトカーの配備など警察活動を支える基盤の整備に取り組みます。
- ⑥社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、民間事業者等の情報や知見を活用し、サイバー犯罪捜査の中核となる専門的な捜査員の育成に取り組みます。
- ⑦災害等発生時の初動対処や指揮機能を強化するため、現場指揮に特化した移動指揮車と高い情報収集機能を有するドローンを整備します。
- ⑧警察活動を支える情報システムの維持、充実を図るため、その開発・運用に必要な人材の育成や機材の整備を図ります。
- ⑨県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会の実現に向け、市町や地域住民、ボランティア団体などさまざまな主体と連携・協働し、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。

14 教育委員会

現状と課題

(1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

- ①令和3年度全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、「CD層の児童生徒のつまずきの克服」、「経年課題の克服」、「学習習慣の確立」を重点取組として進めています。今後も、一人ひとりの学習内容の理解・定着が進むよう、学校や子どもたちに応じた支援に取り組む必要があります。
- ②少人数学級の推進について、これまでの本県独自の小学校1、2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）の取組に加え、令和3年度は国を先取りする形で小学校3年生を35人学級としているところです。今後も、一人ひとりに応じたきめ細かな指導と、安全で安心に学べる環境を確保していく必要があります。
- ③市町が実施する外国人児童生徒教育への財政的支援を行うとともに、日本語指導や適応指導等を行う相談員や翻訳等を行う支援員を配置し、外国人児童生徒への支援に取り組んでいます。本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高いことから、就学促進や日本語指導、進学支援を進めていく必要があります。
- ④「特別の教科 道徳」について、答えが一つではない課題に向き合い、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深められるよう、小中学校の教職員を対象に指導方法や評価についての指導助言を行っています。今後も引き続き、道徳教育が発達段階に応じて適切に推進されるよう取り組む必要があります。
- ⑤自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、それぞれの学校で作成されている人権教育カリキュラムに基づき、学校の教育活動全体を通じた取組が進められています。引き続き、カリキュラムに沿った取組を進めるとともに、カリキュラムを改善していく必要があります。
- ⑥発達段階に応じた体力の向上や技能の習得を図るとともに、日常的な運動習慣を身につけられるよう、授業の工夫・改善や各学校の状況に応じた取組を進めています。また、検討委員会を設置して持続可能な部活動についての検討を進めています。今後も、各学校における体力向上の取組の改善や、部活動のあり方について検討を進めていく必要があります。
- ⑦心の健康や性に関する指導について、専門家による児童生徒への講話や教職員への指導助言等を行うとともに、歯と口の健康づくり、がん教育、薬物乱用防止教育等に係る教職員研修会を実施しています。12歳児の一人平均むし歯の本数が、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口の取組を進め、歯と口の健康づくりに取り組む必要があります。
- ⑧家庭、地域、学校等が連携して、発達段階に応じた読書活動が推進されるよう、家庭で家族とふれあいながら読書をする取組等を行っています。引き続き、読書に親しむ習慣づくりを図る必要があります。

(2) 未来を創造する力の育成

- ⑨発達段階に応じた主権者教育に取り組むとともに、将来の自立した消費者としての役割や責任についての学習を進めています。今後も主体的に社会を形成する力を育成する必要があります。
- ⑩令和4年度から実施される新たな高等学校学習指導要領に基づき、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力や主体的に学びに向かう力を育むため、探究的な学びなどを通して「主体的・対話的で深い学び」が実践できる教育を進める必要があります。また、策定を進めている次期県立高等学校活性化計画に基づき、高校における魅力化・特色化の取組を進めるとともに、地域協議会において各地域の高校の活性化や今後のあり方について協議を進める必要があります。
- ⑪グローバル化やデジタル化など社会状況の変化が進む中、地域や地球規模の課題を自らの事として捉え、他者と協働しながら持続可能な社会づくりにつなげていく力が求められており、創造的な資質・能力を育む教育に取り組む必要があります。
- ⑫新型コロナの影響の中でも、高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを増員し、早期からの求人確保等の就職支援に取り組んでいます。インターシップや職場見学がオンライン中心となっていることから、ミスマッチによる早期離職につながらないよう、生徒が業種や職種、地域の魅力ある企業の情報を得ながら、リアルな体験とオンラインによる学習を組み合わせたキャリア教育に取り組む必要があります。
- ⑬学校におけるICT環境の整備を進めるとともに、専門人材を活用して、授業での効果的な活用や円滑な運用に係る助言等の支援を行っています。今後、ICTを活用して、より効果的な学びが実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑭手書きで作成している高等学校入学者選抜の入学願書等について、作成作業や中学校での点検・提出、高校での願書および調査書のデータ入力といった業務の負担が生じていることから、志願者の利便性の向上と学校の負担軽減のため、デジタルを活用した改善を進める必要があります。
- ⑮新型コロナの感染防止のため、学校における衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組んでいます。新型コロナの影響下にあっても学びが継続できるよう、引き続き感染症対策を徹底するとともに、子どもたちの学習支援などに取り組む必要があります。
- ⑯みえ高文祭は生徒の豊かな感性や情操を育むための貴重な発表の機会であることから、高等学校文化連盟と連携して感染症対策を徹底し、発表方法の工夫を行ったうえで開催しました。今後も、文化部生徒の交流により、さらなる芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

(3) 特別支援教育の推進

- ⑰特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、小中学校でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎを進めています。高校では、発達障がい支援員による巡回相談を実施し、生徒や保護者との面談や教員の指導に関する助言等を行っています。引き続き、適切な指導・支援や校種間での確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。

- ⑱小中学校も含め、学校に勤務する看護師の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会等に取り組んでいます。引き続き、安全で安心な医療的ケアを実施する必要があります。
- ⑲特別支援学校にキャリア教育サポーターを配置し、生徒に適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行っています。今後も、一般企業への就職を希望する特別支援学校生徒の就職率 100%を維持するとともに、生徒の進路希望の実現と、卒業後の地域生活への移行が円滑になされるよう、就労支援に取り組む必要があります。
- ⑳特別支援学校において、施設が狭隘化・老朽化している学校があることから、学校の状況に応じた対応を進める必要があります。

(4) 安全で安心な学びの場づくり

- ㉑いじめについて、教職員間の情報共有や定期的な教育相談、アンケートなど、学校での早期把握に取り組むとともに、いじめ電話相談を実施しています。いじめの疑いのある事案を把握した場合は、いじめ防止委員会などの組織で対応しています。「三重県いじめ防止対応サポーターの登録や、いじめ防止強化月間におけるピンクシャツ運動などの取組を行いました。今後も、教員の認知力を高め、正確な認知を進めるとともに、地域が一体となりいじめ防止に取り組めるよう、サポーターと連携した取組を進める必要があります。いじめ防止に向けた取組の発信や、増加しているネット上でのいじめの防止に取り組む必要があります。
- ㉒いじめ、暴力行為などの問題行動や、不登校について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、心理や福祉の面からの専門的な支援を行っています。今後、より一層、児童生徒や保護者に寄り添った対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、教育相談員の配置を含め、より効果的で多様な取組を進める必要があります。
- ㉓子どもたちが登下校中に交通事故の犠牲となる事案が後を絶たないことから、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し関係部局と共有するとともに、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員やスクールガードへの講習を行いました。今後、危険箇所に対する具体的な安全対策を関係機関へ働きかけるとともに、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町と連携し、学校安全ボランティアであるスクールガードによる見守りの強化や安全教育を一層進める必要があります。
- ㉔不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、市町の教育支援センターに心理や福祉の専門人材を配置し、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めています。今後は、高校生段階で不登校等の状況にある子どもたちにも、学習支援や自立支援等の支援ができる体制づくりを進める必要があります。
- ㉕防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒には外国語版を配付しました。今後、家庭における防災ノートの活用を進めるとともに、地震発生時の模擬体験や避難時の適切な判断・行動力を身につけるためのデジタルコンテンツの活用を図る必要があります。

②⑥ 令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの洋式化にも取り組んでいます。県立学校においては、建築から長期間経過している校舎が多いことから、今後も、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

②⑦ 県立高校の授業料に充てる就学支援金や、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給、経済的な事由により修学が困難な生徒に対して修学奨学金の貸与等を行っています。奨学給付金においては、新型コロナ等の影響による家計急変世帯を支給対象とするとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行っており、引き続き、高校教育に係る経済的負担の軽減を図るための支援を行っていく必要があります。

(5) 地域との協働と信頼される学校づくり

②⑧ 「令和3年度三重県教員研修計画」に基づき、コンプライアンス等の素養や児童生徒理解、授業力向上等に係る研修を実施しました。また、生徒指導、人権教育、特別支援教育等、多様な教育課題やICT活用指導力の向上に係る研修を実施しました。引き続き、教職を担うにあたり必要な素養や専門性が身につけられるよう、教職員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、今日的な教育課題に対応するための研修を実施する必要があります。

②⑨ 国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。引き続き、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。

③⑩ 社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、多様な主体が学び合う機会を設けました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組み、社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。

③⑪ 鈴鹿青少年センターについては、隣接する青少年の森公園と一体となり、PFI法に基づく事業者選定手続きを進め、民間のノウハウや資金活用も含めた事業契約の締結に向けて進めているところです。今後は、民間活力の導入により、魅力ある施設の管理・運営が円滑に図られるよう進めていく必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

(1) 「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の育成

① 子どもたちが確かな学力を身につけられるよう、授業改善の取組や、1人1台学習端末を活用した個に応じたきめ細かな指導を実践します。また、学校・家庭・地域が一体となった生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立を図る取組を推進します。

② 児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国に小学校の35人学級の推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望するとともに、今後の国の対応をふまえ、小学校の他学年における、国を先取りした形の学級編制の実施について検討します。

- ③市町が実施する外国人児童生徒教育の取組への財政的支援や、日本語指導・適応指導を行う巡回相談員の小中学校への派遣、オンラインによる日本語指導等を実施します。高校では、学習支援や進路指導等を行う専門人材を拠点校へ配置します。義務教育段階の学びを提供する夜間中学の体験教室を引き続き実施し、実証研究を通して丁寧にニーズを確認し、公立夜間中学の方向性を定めます。
- ④子どもたちの公共心、規範意識、自尊感情を育むとともに、命を大切にできる心やよりよく生きようとする意欲と実践力を高めるため、発達段階に応じた道徳教育を推進します。
- ⑤子どもたちが人権問題を解決するための実践行動ができる力を身につけられるよう、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。
- ⑥授業を通して体力や運動技能を養うとともに、日常的な運動習慣の確立に向けて、授業の工夫・改善や、各学校の状況に応じた取組を推進します。部活動については、外部人材を活用して専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るとともに、部活動のあり方に係る国の動きや本県の検討委員会での意見をふまえ、持続可能な部活動に向けた検討を進めます。
- ⑦子どもたちが生涯にわたり自らの心身の健康課題に対応できるよう、食育の一層の推進や、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、多様化する健康課題の解決に対して、歯と口の健康づくり、性に関する教育、がん教育等の健康教育を推進します。
- ⑧本を身近に感じ、読書を楽しむことができるよう、「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、「家読（うちどく）」の一層の普及啓発や子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有など、図書にふれる機会の拡充を図ります。

(2) 未来を創造する力の育成

- ⑨社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育むため、発達段階に応じた主権者教育、消費者教育、環境教育などに取り組みます。
- ⑩予測困難なこれからの時代を生きる子どもたちに、主体的に考え行動する力や、他者と協働して課題解決に取り組む力を育みます。ICTを活用して複数の学校や他県・海外の高校を結ぶ学びや、地域を学び場とした学習など、学校の枠を越えた多様な学びを進めます。
- ⑪新たなグローバル・リーダー育成プログラムに基づき、将来予測が困難な時代を生きる高校生が、学校を超えて仲間とチームを結成し、データサイエンスやプレゼンの能力を高めるとともに、フィールドワークや海外の生徒との交流等をとおして、これからの社会で必要とされる創造的な資質・能力（コンピテンシー）を育む学びに取り組みます。
- ⑫就職を希望する高校生の就職実現につなげるため、一層の求人確保や進路相談に取り組むとともに、地域の魅力ある企業や仕事内容などの多様な情報をデジタル化し、学習端末を活用して入学後の早い段階から地域の企業を題材とした新たな学びに取り組みます。また、働くことの意義や大切さを理解し、社会的・職業的自立に必要な力を身につけられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を進めます。

- ⑬ ICTを活用し、動画を用いて理解を深める学習や双方向による学習など、生徒一人ひとりに応じた学習や協働的な学びを進めるとともに、オンデマンド教材による学習や宿題のやり取りなど、学校と家庭で切れ間ない学習を実現します。
- ⑭ 高校入試における受検者や学校の負担軽減と利便性向上のため、入学願書等をデジタル化します。
- ⑮ 児童生徒が安心して学校で学習できるよう、新型コロナウイルスに係る感染防止対策を徹底するための必要な人材を配置するとともに、県立学校における通学時の「三つの密」を避けるため、スクールバスを増便します。
- ⑯ 生徒の豊かな感性や情操等を育むため、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒の派遣や作品の出展等を支援します。

(3) 特別支援教育の推進

- ⑰ 就学前、小学校、中学校、高校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルファイルのさらなる活用、切れ目ない支援を行う体制づくりに取り組みます。教員の専門性向上のため、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めます。
- ⑱ 子どもたちが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師、教員の連携・協力のもと医療的ケアを安全に実施します。高度な医療的ケアを必要とする子どもの在籍校では、指導医・指導看護師が巡回することで、安全で安心に実施します。
- ⑲ 特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、職場開拓および職場実習を進めるとともに、各特別支援学校のキャリア教育プログラムを活用して、計画的・組織的なキャリア教育を推進します。
- ⑳ 特別支援学校の施設の狭隘化・老朽化に対応する計画的な整備を進めます。盲学校および聾学校は、新しい校舎建築に係る設計および寄宿舎の建築工事に取り組みます。杉の子特別支援学校は、知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう、校舎の一部改修を行います。稲葉特別支援学校は、寄宿舎棟を教室として活用する改修工事を行います。

(4) 安全で安心な学びの場づくり

- ㉑ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターの協力も得て、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。情報モラル教育を通して子どもたちのネットリテラシーの向上を図り、ネットによるいじめをしない・させない心を育む取組を実施するとともに、著名人によるメッセージや学校での効果的な取組、相談窓口など、いじめに関する情報を集約し、発信する仕組みを新たに構築します。不適切な書き込みを検知するネットパトロールやネットみえ～るを運用します。子どもや保護者が相談できるいじめ電話相談や、SNSによる相談を実施します。
- ㉒ 子どもたちが安心して学べる環境づくりと、一人ひとりに寄り添った対応ができるよう、いじめや暴力行為、不登校に対して、児童生徒の心のケアや保護者からの相談に専門的な支援を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めるとともに、引き続き教育相談員を配置します。

- ⑳通学路における安全確保のため、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し、警察等との連携や市町への働きかけを行うとともに、学校安全ボランティアであるスクールガードのスキルアップや、交通安全指導担当教員の講習会を通じて、見守りの強化および安全教育を推進します。
- ㉑高校生段階で不登校や休学、中途退学により学校と関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組み、社会的自立の促進、将来的なひきこもりの防止につなげます。潜在的に支援を要する児童生徒について、早期の課題把握と学校での組織的な対応に係る取組を進めます。市町の教育支援センターに心理や福祉の専門家を配置し、教育支援センターを核とした不登校児童生徒への支援に取り組みます。
- ㉒各学校に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進します。また、学校が行う家庭や地域と連携した体験型防災学習等を支援するとともに、みえ防災・減災センターと連携して、学校防災リーダー等への防災研修を行い、教職員の防災にかかる資質の向上を図ります。
- ㉓県立学校施設について、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、安全面を最優先に計画的に外壁等の老朽化対策を進めます。あわせて、普通教室棟のトイレの洋式化など、設備面での機能の向上にも取り組みます。
- ㉔高校教育に係る経済的負担を軽減するため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。

(5) 地域との協働と信頼される学校づくり

- ㉕教員として必要な素養や児童生徒理解、授業力等に係る研修を実施し、教育課題に対応できる専門性、指導力の向上に取り組みます。いじめ・不登校に対応するため、より実践的な研修を新たに実施します。
- ㉖歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じるとともに、市町や文化財所有者等による保存・活用・継承の取組を支援します。地域の文化や歴史を次の世代へつないでいけるよう、特に、まつりや行事、遺跡等の文化財に触れる取組や、地域の文化財を守り伝える人材の育成に取り組みます。
- ㉗地域で子どもたちが健やかに育まれるよう、子どもの育ちを支える社会教育関係者等の研修や、情報交流・共有できる機会を提供し、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。
- ㉘鈴鹿青少年センターについて、民間活力の導入による魅力ある施設整備と運営管理を行うため、令和3年度に締結予定の基本協定に基づき、改修工事等に係る設計を行います。

15 企業庁

現状と課題

- ①水道用水供給事業及び工業用水道事業については、施設の経年による老朽化に加え、今後発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震や近年多発する集中豪雨などの被害が懸念されています。こうした中で、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、老朽化対策、耐震化等に取り組んでいく必要があります。
- ②令和元年9月に三重ごみ固形燃料発電所における焼却・発電を終了したことに伴い、施設撤去などを実施し、RDF焼却・発電事業を円滑に終了する必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、引き続きISO9001を活用し、品質管理の徹底と業務改善に取り組むとともに、老朽化対策や耐震化等の施設の改良を計画的、効率的に実施します。
- ②関係市町等と連携し、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて取り組むとともに、施設撤去については、安全対策、環境対策などに配慮して工事を進めます。

16 病院事業庁

現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各病院においては、引き続き同感染症に係る専用病床の確保や検査などに対応しながら、診療機能を維持していく必要があります。
- ②こころの医療センターにおいては、県内の精神科医療の中核病院としての取組を、一志病院においては、プライマリ・ケアの実践や人材育成の取組を、志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。今後も、それぞれの役割やニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院運営を行って行く必要があります。

令和4年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①新型コロナウイルス感染症による今後の影響が見通せない中、各病院において、引き続き徹底した感染対策を講じながら診療機能を維持するとともに、同感染症にかかる専用病床の確保や検査、ワクチン接種にも対応し、県立病院としての役割を果たしていきます。
- ②こころの医療センターにおいては、政策的医療のほか訪問看護やデイケア等の地域生活支援、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供に取り組みます。一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成、地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携に取り組みます。志摩病院においては、指定管理者と密接に連携しながら地域の医療ニーズをふまえた診療機能の充実に向けて取り組みます。